

# 建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）＜前篇＞

——『暫定政府会合議事録』第4巻前半（1948年6月30日～7月4日）に見るベルナドット和平提案とイスラエル国家の「主権」をめぐる論議——

森 まり子

## 目次

（本論考は単一のものであるが紙幅の関係で前篇と後篇に分かれる。本稿は前篇であるが、ここでは後篇も含めた本論考全体の目次を示す）

はじめに——建国期イスラエル政治における「主権」概念の変容——

### 1. 史料の性格と背景

(1) 本議事録の位置づけ

(2) 本議事録の軍事的・政治的背景

① 軍事的背景

② 政治的背景

(i) 6月16日閣議の後から6月27日閣議までの政治的背景

(ii) 6月28日以降の政治的背景——ベルナドット和平提案の提示——

(iii) 6月28日以降の政治的背景

——ベルナドット和平提案への双方の反応——

(iv) 本議事録における暫定政府の閣僚構成

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第4巻前半の概要——

(1) 1948年6月30日

- ① M. エリアシュ博士の報告
- ② 質疑
- ③ アリヤーの諸事項についての諸決定
- ④ 国連を代表する仲介者の諸提案
- ⑤ [タイトル・内容共に削除]
- ⑥ アリヤーの諸事項についての提案をめぐる票決
- ⑦ 予算の諸問題
- ⑧ 外国通貨への監視
- ⑨ 外国臣民の登録
- ⑩ 安息日における電車の運行
- ⑪ 近隣諸国の人々の財産

(2) 1948年7月2日 暫定政府の臨時会合

- ① 質疑
- ② 仲介者の提案 [前篇はこの項目の途中で終了。以下は後篇に掲載予定]
- ③ 軍における状況

(3) 1948年7月4日

- ① 仲介者の提案
- ② 質疑

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

終わりに

はじめに——建国期イスラエル政治における「主権」概念の変容——

本論考は紙幅の制約のため前篇（本稿）と後篇（次稿）に分け、以下、両者を併せて「本論考」と称する。本論考全体は、イスラエル建国後の1948年6月30日から7月4日までの5日間の閣議事録である『暫定政府会合議事録』第4巻前半（イスラエル国立文書館蔵、ヘブライ語、使用分は同巻40～150頁、以下「本議事録」）の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題に関する予備的考察を行うものであり、建国史を再検討するための基礎作業の第四弾である<sup>(1)</sup>。そのうち本稿は「1. 史料の性格と背景」及び「2. 史料紹介」の7月2日閣議の議題②の途中まで（本議事録97頁まで）を扱い、7月2日閣議の議題②の途中以降（本議事録98頁から）と7月4日閣議の史料紹介及び考察・結論部分は後篇に譲る。本議事録の主要な内容は、第一次停戦末期に提示された所謂「ベルナドット和平提案」（以下「ベルナドット提案」と称する）をめぐる論議であるが、同提案の内容と背景は本稿1に譲り、ここでは本論考における論点と展望を提示しておきたい。

論点の第一は、イスラエル暫定政府の想定した「主権」概念がベルナドットや欧米諸国の「主権」理解と微妙にずれていたのではないか、またその「主権」概念自体がイスラエル政治において意味的に変容しつつあったのではないか、またこれらがベルナドット提案をめぐる論議を通じて浮き彫りになっているのではないか、という点である。

日本近代史研究者の與那覇潤は、政治においては「どの言説とどの言説とが『同じこと』を言っているとみなすか」という極めて翻訳論的な問い<sup>(2)</sup>が存在するとした上で、西洋の到達以前の東アジアでは外交関係において「彼我の解釈が『同一』でないことを知りつつ、それを放置する」事に起因する「『意味』の多元性」<sup>(3)</sup>があったが、近代に西洋が到達してからその多元的な曖昧さが排

されて意味の一元化が生じた結果、摩擦が多発する様になったという「近代」史像を想定する。この「翻訳の政治学」と銘打った指摘は、西洋と関わった近代のアジアの他の地域にも当てはまる面があると思われる。例えば近現代の中東においても「主権」「国民」「民主主義」「世俗化」「自由」といった、近代西洋に由来し全世界に広がった政治概念を受容する際に欧米諸国と異なる理解が生じ、この相違をすり合わせる過程で中東諸地域と欧米の間に摩擦が起きる様になったと総括しても、大枠で誤りではないであろう。但しこの事は、中東地域の中では主にイスラーム圏について指摘されてきた一方<sup>(4)</sup>、ロシア・東欧系ユダヤ人移民が建国した歴史を持つ故に「ヨーロッパ的」と見なされがちであったイスラエルについて指摘される事は殆どなかったと思われる。

しかし本論考で扱うベルナドット提案をめぐるイスラエル暫定政府の内部論議を見ると、中東イスラーム圏と欧米の間に生じたのと共通する齟齬が、主に「主権」概念をめぐる起きている様に見える。この論議では、主権 (sovereignty) に該当する箇所に「リボヌート」(רִבּוּנוּת) というヘブライ語が頻出する。「リボヌート」には通常 sovereignty という訳語が当てられるが、ヘブライ語の原義は「主人であること」である事から、「リボヌート」は現代の英語の sovereignty や日本語の「主権」の語感に比べると「支配」のニュアンスをより強く帯びた語である<sup>(5)</sup>。他方、「実質、本質」(עצם), 「力」(עצם), 「自己の、自身の」(עצמי), 「自分自身」(עצמי) と語源を同じくし independence (独立) を意味する語に「アツマウート」(עצמאות) がある<sup>(6)</sup>。本議事録以前、特に建国の直前直後 (1948年4月から6月前半頃まで) の議事録では「アツマウート」(独立) は「リボヌート」(主権) と相互互換的に、違いを厳密には意識せずに使われている場合が多く、かつ「アツマウート」の使用頻度の方が「リボヌート」のそれより目立って高いのに対し、本議事録ではこの二つの語の使用頻度に明確な逆転が起きている。つまり本議事録では圧倒的に「リボヌート」の使われる頻度が高くなっている一方、「アツマウートからリボヌートへ」と

でも呼び得る様な、両者を意識的に厳密に区別する傾向が観察されるのである<sup>(7)</sup>。

言い換えれば、本議事録における論議でイスラエル国家の sovereignty(主権)が問題になった際に、類似した文脈で以前は圧倒的な頻度で使われた「対外的な独立」を意味する「アツマウート」よりも、「国家権力による対内的な（思いのままの）支配」を含蓄する「リボヌート」の語が意識的に選択される様になったという事である。他方、本議事録では国籍法や国籍登録に関する場面で使われ、本議事録以前にも同様の文脈で使用されている「ニティニーム」(נתינים)は、英語ではこの場合 nationals(国籍保持者としての「国民」と訳し得るが、ヘブライ語の原義は subjects(臣民)である事から<sup>(8)</sup>、現代英語の nationals や日本語の「国民」に比べると「従属」のニュアンスをより強く帯びる語である。先述の「リボヌート」の語の意識的選択と併せ考えると次の様な問題意識が生じる。——本議事録の段階になると、新生イスラエルの政治的思考の中で、対外的独立と同義であり他国への従属からの「解放」を想起させるものとしての〈主権〉の輝かしい側面が後景に退く一方、国家権力による、その「従属」下にある人々に対する自由な（思いのままの）「支配」と同義であるものとしての〈主権〉の暗い側面が、それまで以上に明確な輪郭を現すに至っていたのではないか。更に、その様な主権概念における変容（力点の変化）が、イスラエル暫定政府のベルナドット和平提案拒絶の決定とその後も続くイスラエルと国連のパレスチナ問題をめぐる摩擦、及びイスラエルがとりがちであった苛烈なパレスチナ・アラブ政策の根底にあったのではないか。一方で、主権概念をめぐる欧米主導の国際社会との摩擦や、「主権」の名の下での国家権力による国内少数派への苛烈な対処はすぐれて今日的な普遍的問題でもある。これらの点についての考察も後篇で試みたい。

論点の第二は、イスラエルの国連加盟問題がアラブ問題との関わりで持った政治的含蓄である。同問題はイスラエルの主権とその承認に正に関わっていた

ため、ベルナドット提案の受諾か拒否かの問題に直結していたが、それだけではない。加盟の事実上の要件とされた「通常」政府樹立の為の選挙の実施は、有権者を確定する作業を必要としたため、現在イスラエル領域内にいる住民を有権者とする、つまり居住地を離れて流出したアラブ人は考慮せず、彼らが帰還しない状態の「ユダヤ人国家」を現状のまま凍結する事を暗に意味していた。従って国連加盟は、難民帰還が実現しないまま凍結されたイスラエルの現状を国際社会が追認する事を意味したのである。本議事録はこの重大な含意が暫定政府に認識されていた事を浮き彫りにする。

論点の第三は、ベルナドット提案についての審議の際に主権の削減・アリアー（パレスチナへのユダヤ人移住）の制限・エルサレムがアラブの支配下におかれる事、この三点は拒否するという大原則は共有されつつも、その他の細かい点については意見が分かれてベルナドットやアラブ側との交渉の余地を残す形となり、解決が最も難しい＜難民・国境・エルサレム＞の三大問題についてさえ状況がまだ流動的であった事である。これに関連する主な分析視角を取りあえず提示すると、ア）1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議（以下「国連分割決議」）の効力（主に国境線について）はどの様に考えられていたか、イ）エルサレムの国際化の可否とその理由、ウ）トランスヨルダンとの関係はどの様に考えられていたか、エ）パレスチナ・アラブ人への処遇（彼らの帰還や住民交換の可能性）はどの様に考えられていたか、などである。ベルナドット提案の核心的な要素でもあったこれらの点が話し合われる過程で、政治外交アプローチを重視する「穏健派」と、軍事力による解決を唱道する「行動派」の相剋が以前にも増して際立つ事となった。また同提案の審議は、何がシオニズムに照らして譲れない条件で何が譲れる条件であったのかを、ひいては同提案がイスラエル内政との関係で持っていた限界を鮮やかに浮かび上がらせる。結論を先取りすると、ベルナドット提案は＜穏健派にとって許容可能であった最も外側のライン＞を越えていたところに決定的な限界があった。詳細

の検証は後篇でなされる。

論点の第四は、第一稿<sup>(9)</sup>冒頭で論じた『『狂気』の枠組みの中の合理性』モデルに関わるものである。今日から振り返ると、「アラブ・イスラエル紛争に対する〔初の〕包括的解決策」としての歴史的意義を持つという評価もある<sup>(10)</sup>ベルナドット提案を拒否したイスラエルの政策的決断は、パレスチナ問題を紛糾させた故に「不合理な」決断であった様に見える。しかし本議事録における審議の過程から読み取れるのは、その決断が過去30年間の、すなわち戦間期の経験や事例を参照した上で、その「論理的」延長線上になされている面がある事である。一般に政策決定において、今日から見ると「不合理な」判断が当時あっては「合理的」であると捉えられている事がある理由の一つは、〈当時〉の参照基準が〈今日〉から見ればもはや意味を持たない（obsoleteとなった）、〈当時〉から見て過去二、三十年間の経験や世界観におかれている事である、と説明する事は可能であると思われる。1948年のイスラエルの場合、政策決定の際の重要な参照基準の一つが戦間期にあったと仮定すると、今日から見た「不合理性」が整合的に説明できる部分も少なくない。同様の事はベルナドットやリードマンら国連側についても当てはまる。

以上の論点は、次稿「後篇」の考察・結論部分で立ち返り、検証されるであろう。

## 1. 史料の性格と背景

### (1) 本議事録の位置づけ

本稿が分析対象とするのは、1948年5月14日に成立したイスラエル暫定政府の会合すなわち「閣議」の、議事録の第4巻前半（6月30日・7月2日・7月4日閣議）である。

前稿<sup>(11)</sup>と本稿で扱う時期の間であって本稿によりカバーされていない閣議

は、6月20日閣議、6月22日臨時閣議、6月23日臨時閣議、6月27日閣議である。これら四閣議の内容は、本論考の前段階の状況を補足する「補論」（次稿「後篇」の次に発表する予定）でより詳細に検討する予定であるが、本議事録の文脈を理解するのに必要な限りで、次項（2）で概観する。

本議事録（全110頁）の削除部分については、分量の推測が可能な部分だけで3～4頁分あるが、その他に分量の推測が不可能な部分として、議事録冒頭の議題リストのタイトルを含めて全面削除されている6月30日閣議の議題⑤がある。削除分量の推測が可能な部分のうち、7月2日閣議の11行ほどの削除部分は住民交換についてのシトリト発言の後半であり、アラブ住民の追放に関わる内容であった可能性があるが、その他の削除部分は、前後関係から判断する限りアラブ問題以外の内容が推測される文脈におかれている。全面削除されている30日閣議の議題⑤については、同閣議全体の議題構成や、アラブ村の破壊が進行した第一次停戦期の状況に鑑みると、アラブ・軍事関連の機密事項である可能性がある。全体としては「アラブ人追放政策」が本議事録の範囲で話し合われたか否かという問いの答えは、グレーゾーンに属していると言えよう。

## （2）本議事録の軍事的・政治的背景

ここでは本議事録の文脈を知る必要上、本論考でカバーされない6月16日閣議（前稿の最後に扱った閣議）の直後から6月30日閣議（本稿で扱う最初の閣議）の直前までの時期も概括程度に含めつつ、本議事録の背景を概観する。

### ① 軍事的背景

本議事録における暫定政府のベルナドット提案に対する否定的反応は、「領土のユダヤ化」という既成事実化の急激な進行を直接的背景としている。前稿1(2)①の内容と重複するが、1948年4～6月は25～30万人のパレスチナ難民が流出した時期にあたり、6月上旬から7月にかけて帰還阻止の命令が前線



に次々と出された。また6～9月には無人化したアラブ村の「浄化」作戦が激化し、特に第一次停戦期にはイスラエル国防軍によるアラブ村の大規模な破壊が進行した。

軍事情勢に関するその他の詳細を閣議事録やベルナドットの回想録<sup>(12)</sup>から抽出すると、以下の様になる。

ベングリオンが司令官たちから聴取した停戦前夜の前線の状況は、兵士の疲労が極限に達し、全部隊に多くの死傷者が出ているというものであった。従って停戦期間にはまず兵士を休息させ、残りの時間を訓練に充てる事とされた。また、兵力不足の故に36～40才の人々の動員も考慮された（6月20日閣議におけるベングリオンの報告）。兵站を支える農場も多くがネゲヴ・ヨルダン溪谷・高地ガリラヤなどの前線にあるため危険な状態にあり、農場に送り込む人々を動員する事も緊急に提言・検討された [3: 96～97]<sup>(13)</sup>。

停戦中もエルサレムでは毎晩市街地で銃声が響いていたとベルナドットは記している<sup>(14)</sup>。ネゲヴのエジプト軍は、停戦合意に基づきベルナドットの許可を得てネゲヴの入植地に向けて出発したイスラエルの食糧輸送隊を武力で阻止する動きを見せた。そのため輸送隊が一旦引き返さざるを得なかったという事例も発生した<sup>(15)</sup>。停戦ラインにおけるこの様な軍事的緊張を背景として、宗教政党出身閣僚（レヴィン、シャピラ、フィシュマンであるがこの件が話し合われた6月20日閣議にはフィシュマンのみ出席）の反対にもかかわらず<sup>(16)</sup>、36～40才の人々を軍と労働に動員する事が閣議決定される [3: 99]。他方、軍事的緊張は停戦下の経済にも深刻な危機をもたらしていた。主に国防費の増大によって6月の支出は400万リラ（うち国防費は350万リラ）に上り、臨時通貨を発行する事を余儀なくされたのである（6月27日閣議におけるカプランの報告） [4: 17～18]。

## ② 政治的背景

本議事録の基本的な政治的背景はベルナドット提案が提示された事である

が、ここでは同提案が提示される前の6月27日閣議までと、提示された後の28日以降という二つの時期に分けて整理する。28日以降に関しては、同提案の提示・同提案への反応という二項目に更に分ける。その後この時期を通じての閣僚構成を掲げる。

(i) 6月16日閣議の後から6月27日閣議までの政治的背景

6月20日閣議でシェルトクはアラブ問題について、イスラエル国家の主権やユダヤ性という大原則については譲歩しないが個別の問題には柔軟に対応する方針を示した。具体的にはエルサレム、アラブ人の帰還、アラブ人の財産、ヤッフォの運命については「未決の問題」[3:107, 118]として今後の和平交渉次第で柔軟に対処する余地を残し、このうちアラブ人の財産については「個人の財産の諸問題と、政治的・民族的 [אתנית] 問題はそれぞれ別個に話し合われるであろう」と述べている [3:118]<sup>(17)</sup>。

6月20日閣議におけるシェルトクの報告によると、彼はロードス島で行われる可能性が浮上した和平交渉の形式面についてベルナドットと意見交換を行い、それに基づいて外務省のレオ・コーンとレウヴェン・シロアハ(ザスラニ)<sup>(18)</sup>を連絡担当官に任命すると共に、ベルナドットらに次の立場を伝えていた。——国連分割決議後に勃発した戦争の中でつくられた「根本的な事実」すなわち「イスラエル国家の実効的な存在」は対アラブ交渉の前提であり、アラブ側がイスラエル政府を承認しないなら「交渉はあり得ない」[3:113]。交渉で解決されない場合、かつ必要なら、戦争によって決める事も我々は辞さない [3:114]。承認が交渉の基本的前提である事から、アラブ側がイスラエルを承認していない状態で国境線問題を交渉案件として取り上げようとするベルナドットのやり方は理にかなっていない [3:114～115]。国境線に関しては、我々が国連分割決議の不自然な国境線に同意したのはこの地の諸部分から成る経済連合が創設されるという前提があったからであった [3:115]。またアリヤーは「ユダヤ人主権 [הריבונות היהודית]<sup>(19)</sup>」についての基本的な問題」[3:117] であ

る故に、長期の制限は受け入れられない（6月20日）。

アリヤーに関しては、イギリスはユダヤ人難民を收容しているキプロスからユダヤ人がイスラエルへ移住する事を制限していた。これを含め、停戦中の移民制限の下でいかに多くのユダヤ人をイスラエルに移住させるか、またその為の船舶をいかに確保するかは緊急の問題であり、6月27日閣議ではこの議題にかなりの時間が割かれている。同閣議でシェルトクはベルナドットと、イスラエル側のコーン（前出）の準備的会談についても報告している（6月27日）。

他方、6月後半には停戦を揺るがしかねない「アルタレナ号事件」が発生する。これはメナヘム・ベギン率いるイルゲンが武器とユダヤ人移民を載せたアルタレナ号をクファル・ヴィトキン沿岸に接近させ、武器と移民を許可なく降ろそうとした事件である<sup>(20)</sup>。暫定政府は、国防軍に吸収・解体されたはずのイルゲンのこの様な分派的行動が政府の威信に対する重大な挑戦であり、「アラブ人に対する戦争ではなくユダヤ人に対する戦争」（6月20日閣議におけるベングリオン発言 [3:145]）すなわち内戦を引き起こす危険があると共に、国連から停戦違反と見なされる恐れがある事を憂慮した<sup>(21)</sup>。アルタレナ号事件への対処は20日閣議の後半と22・23日臨時閣議で話し合われた。グリェンバウムやシャピラらが強調した「流血なき[イルゲンの]屈服」(グリェンバウム [3:161]) が内閣全体の方向性であった一方、ベングリオンは同事件が「国内治安の問題ではなく・・・国の生存の問題」[3:178～179] であり断固とした対応も必要であるとの立場から、独断でイルゲンと交渉したグリェンバウムを批判した（6月22日）。フィシュマンはアルタレナ号の被拘禁者全員をすぐに釈放する事を要求するが [3:190]、移民または、武器を携行していなかった人々のみを釈放すると決定されたため [3:197]、「その発足後一か月の内に既にユダヤ人によるユダヤ人の流血が起きているところの政府」[3:194] には参加できないという立場から辞意を表明する（6月23日）。結局、同事件はアルタレナ号の撃沈という形で解決された。

この事件はベルナドット提案の審議に意外な余波をもたらしたと見る事ができる。シェフェルは「行動派」の一人フィシュマンの辞任が暫定政府内の穏健派を強め、続くベルナドット提案の審議における穏健派の存在感につながった事を指摘する<sup>(22)</sup>。同事件を契機としたこの様な閣内力学の変化に注目する視点は検討に値すると言えよう。

(ii) 6月28日以降の政治的背景——ベルナドット和平提案の提示——

6月27日～28日の夜を徹して準備された27日付のベルナドット和平提案は28日朝にサインされ、ベルナドットの3人のスタッフによりカイロとテルアヴィヴに届けられた。パウル・モーンとコンスタンティン・スタヴロポロス  
はカイロへ、ジョン・リードマンはテルアヴィヴへ向かい<sup>(23)</sup>、エジプト首相ヌクラシー・パシャ<sup>(24)</sup>とイスラエル外相シェルトクに文書を手交する。シェルトクによると、この文書は28日夜にはシェルトクに渡される用意ができていたが、彼が軍の行事で不在であったため実際に手交されたのは29日朝であった(6月30日閣議におけるシェルトクの報告)。

ベルナドットによると、彼がヌクラシーとシェルトク各宛てに添えた手紙は殆ど同様の文言で、次の様な内容であった。——もしどちらの側もこの提案を完全には受け入れられないと感じたとしても、私はそれを完全によく理解するが、それを即座に拒否しない事を切に願います。この提案は更なる話し合いの為の一つの土台にすぎないため、私の見解を最終的に斥ける前に個人的な会合を持つ機会を私に与えて頂きたい。私と交渉を続ける為に代表を送る手配をして頂くようお願いする<sup>(25)</sup>。

ヌクラシーとシェルトクに手交されたのは、上記の手紙と Introductory Statement(前書き)・Suggestions Presented by the Mediator for Palestine(提案本体)・Annex to the Suggestions(付録)の三部分から成る「ベルナドット和平提案」であり、この提案をめぐる審議が本議事録の中心である。ベルナドットは双方に文書を渡すと同時に、レバノンとシリアの首相にも文書のコピーを送

付した<sup>(26)</sup>。本論考ではベルナドット提案の英語原文と、審議の際のヘブライ語を対照させる必要があるため、以下に同提案の英語原文<sup>(27)</sup>を掲載する。

## I. INTRODUCTORY STATEMENT

1. The resolution of the General Assembly of 14th May 1948 provides *inter alia* that the United Nations Mediator is to use his good offices to “promote a peaceful adjustment of the future situation of Palestine.”
2. It follows that my prime objective as Mediator is to determine, on the basis of the fullest exploration, whether there is any possibility of reconciling, by peaceful means, the divergent and conflicting views and positions of the two sides.
3. The co-operative attitude manifested thus far by both sides has made possible the truce which began on 11th June. This truce has brought a calmer atmosphere, more favourable to the task of mediation entrusted to me by the General Assembly. In this improved atmosphere I have talked with the representatives of both sides and have obtained a very clear impression of their positions on the question of the future of Palestine. I have also profited from the information afforded by the technical consultants whom each side has designated in response to my request.
4. The basic issues arising from the positions taken by the opposing parties relate to partition, the establishment of a Jewish State and Jewish immigration.
5. I have thoroughly studied, weighed and appraised the positions taken by the two parties. I interpret my role as Mediator not as one involving the handing down of decisions on the future situation in Palestine, but as one of offering suggestions on the basis of which further discussions might take place and possibly counter-suggestions be put forth looking toward a peaceful settlement of this difficult problem. My suggestions at this stage, then, must clearly be of such nature as to provide a reasonable framework of reference within which the two parties may find it possible to continue their

consultations with me toward the end of a peaceful adjustment.

6. My analysis has taken into account the equities involved, and the aspirations, fears and motivations of the parties. It has also taken account of the realities of the existing situation. It has convinced me that on grounds of equity as well as on practical grounds, it is impossible for me as Mediator to call upon either party to surrender completely its position. In the light of this analysis I see a possibility of an adjustment which would give adequate reassurance to both parties as regards the vital factors in their respective positions. But the realisation of this possibility depends upon the willingness of the parties to explore all avenues for a peaceful adjustment and their readiness not to resume armed conflict as a means of settling their differences.
7. Despite the present conflict, there is a common denominator in Palestine, which, happily, is acceptable to and affirmed by both sides. This is the recognition of the necessity for peaceful relations between Arabs and Jews in Palestine and of the principle of economic unity.
8. It is with this common denominator especially in mind that I put forth the accompanying suggestions in outline as a basis for discussion. These suggestions, I must emphasise, are submitted with no intimation of preciseness or finality. They are designed solely to explore the possible bases for further discussions and mediation, and to elicit from the parties their reactions and further views. Moreover, any plans which might result from these suggestions could be workable only if voluntarily accepted and applied. There can be no question of their imposition.
9. I should make perfectly clear my intentions as regards future procedure. If it develops that the suggestions herewith presented, or other suggestions subsequently presented, which may arise from reactions to those now put forth, provide a basis for discussion, I will carry on with the discussions as long as may prove necessary and fruitful. If, however, these or subsequent suggestions, if any should emerge, are rejected as a basis for discussion, which I earnestly hope will not occur, I shall promptly report the circumstances fully to the Security Council and shall feel free to submit such

conclusions to the Security Council as I may consider appropriate.

COUNT FOLKE BERNADOTTE

*United Nations Mediator on Palestine*

*Rhodes, 27th June 1948*

## II. SUGGESTIONS PRESENTED BY THE MEDIATOR FOR PALESTINE

The Mediator advances the following suggestions as a possible basis for discussion.

1. That, subject to the willingness of the directly interested parties to consider such an arrangement, Palestine, as defined in the original Mandate entrusted to the United Kingdom in 1922, that is, including Transjordan, might form a Union comprising two Members, one Arab and one Jewish.
2. That the boundaries of the two Members be determined in the first instance by negotiation with the assistance of the Mediator and on the basis of suggestions to be made by him. When agreement is reached on the main outlines of the boundaries, they will be definitely fixed by a boundaries commission.
3. That the purposes and functions of the Union should be to promote common economic interests, to operate and maintain common services, including customs and excise, to undertake development projects and co-ordinate foreign policy and measures for common defence.
4. That the functions and authority of the Union might be exercised through a Central Council and such other organs as the Members of the Union may determine.
5. That, subject to the provisions of the Instrument of Union, each member of the Union may exercise full control over its own affairs, including its foreign relations.
6. That immigration within its own borders should be within the competence of each Member, provided that following a period of two years from the establishment of the Union, either Member would be entitled to request the Council of the Union to review the immigration policy of the other Member

and to render a ruling thereon in terms of the common interests of the Union. In the event of the inability of the Council to reach a decision on the matter, the issue could be referred by either Member to the Economic and Social Council of the United Nations, whose decision, taking into account the principle of economic absorptive capacity, would be binding on the Member whose policy is at issue.

7. That religious and minority rights be fully protected by each Member of the Union and guaranteed by the United Nations.
8. That Holy Places, religious buildings and sites be preserved and that existing rights in respect of the same be fully guaranteed by each Member of the Union.
9. That recognition be accorded to the right of residents of Palestine, who because of conditions created by the conflict there have left their normal places of abode, to return to their homes without restriction and to regain possessions of their property.

COUNT FOLKE BERNADOTTE  
*United Nations Mediator on Palestine*  
*Rhodes, 27th June 1948*

### III. ANNEX TO THE SUGGESTIONS: TERRITORIAL MATTERS

With regard to paragraph 2 of the SUGGESTIONS it is considered that certain territorial arrangements might be worthy of consideration. These might be along the following lines:

1. Inclusion of the whole or part of the Negev in Arab territory.
2. Inclusion of the whole or part of Western Galilee in Jewish territory.
3. Inclusion of the City of Jerusalem in Arab territory, with municipal autonomy for the Jewish community and special arrangements for the protection of the Holy Places.
4. Consideration of the status of Jaffa.
5. Establishment of a free port at Haifa, the area of the free port to include the refineries and terminals.



6. Establishment of a free airport at Lydda.

COUNT FOLKE BERNADOTTE

*United Nations Mediator on Palestine*

*Rhodes, 27th June 1948*

総括すると、ベルナドット提案は「平和的調整という目的に向けて双方が私〔ベルナドット〕と協議を続ける事が可能であると考え得る様な、理にかなった参照枠組みを提供する」[Iの5] 性格のもと位置づけられ、「話し合いの土台」[Iの8] にすぎず厳密で最終的なものではないため、「それらの押し付けという問題はあり得ない」[Iの8] とされていた。公平性や双方の願望、恐れ、動機づけ、現状を考慮したとされる同提案の骨子は以下の様であった。——1922年にイギリスに認められたもとの委任統治領、すなわちトランスヨルダンを含むパレスチナをアラブ人とユダヤ人の連邦（Union）にする [IIの1]。アラブ人領域とユダヤ人領域の境界線は交渉と境界線委員会の決定による [IIの2] 一方、国連分割決議でユダヤ人国家領と定められていたネゲヴはアラブ人領域、アラブ人国家領と定められていた西ガリラヤはユダヤ人領域とし [IIIの1・2]、エルサレム市はアラブ人領域として、そのユダヤ人共同体は「市政レベルの自治」（municipal autonomy）を与えられる [IIIの3]。連邦の役割は共通の経済的利益やサービス（関税などを含む）を促進・維持し、対外政策や共通の防衛措置を協調させる事などであり [IIの3]、連邦を統括する機関として中央評議会がおかれる [IIの4]。移民政策については、連邦構成メンバーの経済的吸収能力の範囲内で行われるが、連邦創設から2年が経過した後に各メンバーは連邦の評議会に、他方のメンバーの移民政策を再検討して連邦の共通利益の観点から決定を下す事を要求できる [IIの6]。紛争の故に居住地を離れたパレスチナの住民（アラブ難民を指す）が制限されずに家に帰り、財産を再取得する権利が承認されるべきである [IIの9]。

同提案はリ一国連事務総長と英米両国の強力な支持の下に提示されたが<sup>s(28)</sup>、

文書全体にわたって「イスラエル (Israel) / イスラエル国家 (the State of Israel)」の語は一つもなく、代わりに「パレスチナ (Palestine)」「ユダヤ人国家 (a Jewish State)」「ユダヤ人領域 (Jewish territory)」という曖昧な表現が使われている<sup>(29)</sup>。更に内容的にもユダヤ人国家の単独主権ではなく連邦制の下でのアラブ人国家との共同主権とも言うべきものが提案されていた上、エルサレムがアラブ人国家の支配下におかれ、アリヤーも事実上アラブ人国家の同意を必要とする事が提案されていた。とりわけこれらの点がユダヤ人国家の「主権」を否定していると考えられたため、同提案はイスラエルの受け入れるところとならなかった。詳細は後篇の考察に譲るが、ここでは以下、ベルナドット提案の中で論争点となった部分のうち主なものについて背景説明を加える事としたい。

論争点の第一は、トランスヨルダンを含むパレスチナをアラブ人とユダヤ人の連邦にするという提案部分である。国連分割決議ではトランスヨルダンを含まない委任統治領パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割し、経済連合を創設するとされていたが、ベルナドット提案ではトランスヨルダンが切り離される前の1922年の委任統治領を分割する案が示されており、従ってアラブ人国家の構成要素としてパレスチナのアラブ人のみならずトランスヨルダンが想定されている事は明らかであった。イスラエル側の解釈によると、この提案部分には国連分割決議と齟齬をきたす二つの問題が含まれていた。第一には、ユダヤ人主権国家ではなく、主権に制約のかかる「連邦制」が想定されていた事である。第二には、国連分割決議中に言及されている経済連合におけるパートナーはパレスチナ・アラブ人国家であると理解されていたが、ベルナドット提案では連邦制のパートナーが実質的にトランスヨルダンである可能性が強く示唆されていた事である。

まず連邦制の構想自体はベルナドット自身の妥協案ないし折衷案として生み出された事を、彼自身が回想録の中で明らかにしている。回想録によれば彼は

国連分割決議に否定的であり、イスラエル国家の人工的な国境線や、パレスチナの分割とユダヤ人国家の樹立に対するアラブの抵抗が戦争の様な紛糾につながった事から、「パレスチナにおける統一国家」をつくりユダヤ人は広範な権利を与えられるという解決策が本当は望ましかった、と考えていた。しかし現実には多くの国がイスラエルを承認した上、イスラエルは国家として機能し始めてもおり、軍事的な観点からも状況はユダヤ人に有利であったため、ユダヤ人国家の存在をもはや否定する事はできなかった。そこで「パレスチナにおける統一国家」という本来望ましいと彼が考えていた解決策と、現状との折衷案としてアラブとの「連邦」を提案するに至った、という趣旨の事を彼は説明している。「ユダヤ人国家は何らかの形で存在すべきであり、それ自身の外交代表団とそれ自身の国連代表を持つべきである。しかしパレスチナのアラブ人・ユダヤ人両方の共同体の長期的利益から言えば、それ〔ユダヤ人国家〕はパレスチナのアラブ部分及び、恐らくトランスヨルダンと何らかの緩やかな連合の様なものにおいて結合されるべきである。」<sup>(30)</sup>

連邦制のパートナーとして実質的にトランスヨルダンを想定する、すなわちパレスチナのアラブ部分をトランスヨルダンと結合させる事を提案した理由としてベルナドットは、この戦争中に軍事的成功を収めた唯一のアラブ軍を持つアブドゥッラー王が褒賞として、パレスチナのアラブ部分との結合による王国の人口増を必要とするだろう、という考慮があった事を挙げている。しかし他方では、他のアラブ諸国、特にエジプトがこの案を面白からず思う可能性があるため、この案はかなり曖昧な形で提示されねばならないというのがベルナドットと彼のスタッフの結論であった<sup>(31)</sup>。ベルナドット提案は「アラブ人国家に対するパレスチナ人主権の可能性に道を開いたままにしていたのであり、理論的には大トランスヨルダン（a Greater Transjordan）よりもむしろ大パレスチナ（a Greater Palestine）が意図されていたのかも知れない」<sup>(32)</sup>という指摘もあるが、ベルナドットのこの証言を見る限り「パレスチナ人主権の可能性」

は実際には殆ど想定されていなかったと考えられる。現に当事者であるトランスヨルダンとイスラエル暫定政府、及びアラブ連盟事務局長のアッザーム・バシヤ<sup>(33)</sup>は、三者とも、この提案がトランスヨルダンによるパレスチナのアラブ部分の併合を是認するものと解釈していた。尤もこの問題に対する三者の反応は複雑であった。トランスヨルダンは併合に積極的であったがベルナドット提案においてアラブ人国家の主権が曖昧である点を懸念しており<sup>(34)</sup>、イスラエル暫定政府内にはパレスチナのアラブ部分への野心を持つトランスヨルダンをこの問題に関わらせる事について賛否両論があり、アッザーム・バシヤはトランスヨルダンとパレスチナの歴史的つながりというのは誤った想定であるとしてこの提案に反対している<sup>(35)</sup>。他方、米國務省はトランスヨルダンがパレスチナのアラブ部分に支配を拡大する事について好意的反応を示していた。彼らはパレスチナ民族運動を指導してきたアラブ高等委員会とアミーン・フサイニーは既に重要でなくなり、アブドゥッラーだけが実質的なバーゲニング・ポイントを持つと見ていたからである<sup>(36)</sup>。

論争点の第二は、エルサレムをアラブ支配下におくという提案部分である。国連分割決議ではエルサレムは国際管理下におかれるとされており、エルサレムをあくまでもユダヤ人のものとするシオニズムの基本的立場からすると、この「国際化」路線には大きな抵抗が暫定政府内にあった。ましてやアラブ支配下におくというベルナドットの提案はイスラエル側にとって言語道断であった。その様な最悪の事態に立ち至る位なら「国際化」の方がましであるから、いっそ「国際化」という結論に帰着するよう戦略を立てるべきである、という意見さえ暫定政府内で出されている。この論議については後篇で立ち返る事になろう。

エルサレムをアラブ支配下におくという提案部分は英米両国をも驚愕させた。エルサレムを *Corpus Separatum* (国連分割決議でエルサレムがなるべき状態を指した用語で、国際レジームの下におかれた、他と分離した領域〔主権は

持たない]を指す)にする事については国際的コンセンサスがあり、しかもユダヤ人は10万人以上を数える同市最大の宗教集団だったからである<sup>(37)</sup>。ベルナドットはこれらの事を認識していたはずであるが、それでも彼が国連分割決議にある「国際化」路線を覆した背景には、過去の事例や歴史的経緯、国連の財政事情があった。回想録の中で彼はそれらの事情に触れている。ア)第二次大戦終結時にベルリンで取られた措置がうまくいかなかった事を考えると、ある国家の中に国際的地帯を設ける事は望ましくない、イ)エルサレムは約600年間トルコ人(マホメット教徒[ママ])に支配されてきたが、この期間を通じてキリスト教徒諸派間の聖地管理をめぐる対立はあっても宗教的性質の紛争は起こらなかった、ウ)エルサレムに設立される国際組織については、国連は一部の人件費しか拠出できず残りの費用はエルサレム市が負担する事になるため、最初の二、三年はよくてもその後は問題が生じる恐れがある<sup>(38)</sup>。

論争点の第三は、「付録」で述べられているエルサレム以外の領土と国境線の問題であり、ネゲヴ・西ガリラヤ・ヤッフォ等に関わっている。国連分割決議ではネゲヴとヤッフォはユダヤ人国家に、西ガリラヤはアラブ人国家に割り当てられていたが、「付録」ではネゲヴをアラブ領に、西ガリラヤをユダヤ領にするという、以前から浮上していた「ネゲヴ・西ガリラヤ交換論」<sup>(39)</sup>を改めて提示し、ヤッフォについてはアラブ領に変更する可能性も否定しない内容となっている。ネゲヴと西ガリラヤの交換については、ベルナドットは回想録の中で、ユダヤ人国家とアラブ人国家の緩やかな連合をつくる際に「何らかの国境線の修正も私の意見では必要」<sup>(40)</sup>であり、ネゲヴと西ガリラヤの交換は可能かも知れないと述べている。彼はネゲヴを「かなり広大だが砂漠の様でありあまり魅力的ではない地域」<sup>(41)</sup>と見ており、これをアラブ側に編入するメリットは彼らに領土の連続性を与え、トランスヨルダンとエジプトの国境に対するユダヤ人の脅威を減らす点にあると考えたが、この領土交換にはイスラエル暫定政府内で賛否両論があった(次段落で述べる)。またテルアヴィヴと隣接す

るヤッフォ（もともとアラブ人居住地域）がアラブ領となる事についても、安全保障上の考慮から政府内で見方が分かれていた。

イスラエル暫定政府は国連分割決議に立脚する立場を堅持した場合でも、戦争中の領土獲得を踏まえた国境線の何らかの修正は必要であるという見解ではほぼ一致していたが、争点は「どの様に修正するか」であった。本議事録にはベルナドット提案の「付録」を受け、ネゲヴと西ガリラヤのいずれかしか領有できない場合にはどちらを優先すべきかをめぐって「ネゲヴ主義者」と「ガリラヤ主義者」の意見が分かれる場面がある。

以上三つの論争点を挙げたがこれらを含む大問題は、ベルナドット提案が国連分割決議から乖離しているのは明らかなのだが、この乖離を是認して提案内容について議論を進めるのか、乖離を問題視して提案全体を拒絶するのか、それとも回答の仕方を工夫して中庸をとるのかという点であった。言い換えればベルナドット提案をめぐる論議は、イスラエル国家が死活的な「国益」を守りながら国連や国際社会の意思をどの程度尊重するのか、という対外政策の根幹に関わる論争と化していったのである。

(iii) 6月28日以降の政治的背景

——ベルナドット和平提案への双方の反応——

ベルナドットは回想録の中で、ベルナドット提案の帰趨を彼自身がどの様に予想していたかについても記している。それによれば、彼は双方が同提案を拒否すれば戦争が再開されて勝敗が決まり、負けた側が同提案の条件より良い条件を得る見込みは殆どないと見ていた。すなわち同提案は彼にとって「最低限の保証」という位置づけであった事が窺われる。双方が同提案を拒否して交渉継続の展望が全くない場合、ベルナドットはエルサレムの非軍事化を実現する事に専念し、安保理に何があったかを報告した上で、パレスチナで住民投票を行うよう提案する事を考えていた。住民投票は「パレスチナのユダヤ人」と「アラブ人」が別個に投票する方式で行われねばならなかった。さもなければユダ

ヤ人が少数派になるため、既定の（foregone）結果になってしまうからである。また彼は、この和平仲介の仕事が成功すれば国連の威信と将来にとって計り知れぬ意義があり、他の方面の展開にも大きく影響する一方、失敗すればアメリカがユダヤ人を、イギリスがアラブ人を支持し、国連の中に危険な亀裂が走る可能性があるという事務総長側近から示唆されてもいた。従って彼は責任の重さを感じていたが、他方では国連がパレスチナ問題の解決をそれ程重視している事を知って安心もした。彼は、いずれかの側が交渉を継続したがない場合には国連が強力に自分を支援するという事をも伝えられていた<sup>(42)</sup>。

7月1日にベルナドットはテルアヴィヴのリードマンから暗号電文で、アラブも同様にベルナドットの招請を受け入れるならシェルトクは交渉継続の為にロードス島へ来る用意がある、という情報を得る。ベルナドットはイスラエルが提案を原則として受け入れたと解釈して喜び、別件の交渉の為にエルサレムへ向かった。しかし用事が終了してロードス島へ戻る帰途に、彼はロイターの電報でユダヤ側もアラブ側も提案に否定的反応を示している事を知る。アラブ連盟は「トランスヨルダンに殊更に好意的であった」<sup>(43)</sup>提案を「極度に否定的」<sup>(44)</sup>な態度で受け止め、ロードス島へ来る意志がない事も判明した。そこでベルナドットは7月3日に焼けつくようなカイロへ向かい、アラブ側と会談する。アラブ側はパレスチナがユダヤ人少数派への保護を伴う統一国家として構成されるという対案を提示したが、これはユダヤ人が決して同意するはずのないものであり、ベルナドットはアラブ側が、連邦制下で完全に自治的にはならない場合でさえユダヤ人国家の形成には同意しない事を固く決意しているのだと改めて確信した。アッザーム・パシャはアラブ世界は戦いを放棄する位ならむしろ破滅を選ぶと大袈裟に言い切り、ヌクラシーはより落ち着いた調子で提案が中庸の道をとらねばならない事は大変よく理解すると述べたが、ベルナドットは二人とも自らの国を形成するというユダヤ人の要求が国際世論において正当化される事を恐れているのだと見てとった。ベルナドットは停戦延長と

エルサレムの非軍事化を提案して7月3日の会談を終了する<sup>(45)</sup>。

ここで背景説明を加えると、アッザーム・バシャとヌクラシーの、表し方は異なるが共に否定的な態度は、アラブ連盟の政治委員会の6月3日会合で鮮明になったイスラエル承認を拒否する路線の延長線上に捉えられる。同会合でサウディアラビア、シリア、レバノンの代表がイスラエルを承認するいかなる国もアラブ連盟から追放する事を提案するが、この提案が既にユダヤ人と交渉しているアブドゥッラーに向けられていると考えたトランスヨルダン代表はこの件について話し合わないよう要請した。しかしその要請は斥けられてトランスヨルダン代表は退席した。この様な経緯で決議は採択されず分裂の波乱含みであったが、アラブ連盟は全体としてイスラエル承認を拒否する姿勢を6月初めには明確にしていたのである<sup>(46)</sup>。

ベルナドットの回想録に戻ると、カイロで7月3日の会談を終えたベルナドットは翌4日、まずトランスヨルダン首相と会談する。ベルナドットは、トランスヨルダンでは他のアラブ諸国がベルナドット提案の受諾を妨げた事に大きな失望があったとの印象を受けたが、独立を削減されるのではないかという同国の懸念は容易に克服できると見ており、実際にトランスヨルダン首相はベルナドット提案の中の自国に関わる部分についてのベルナドットの説明に非常に満足したという<sup>(47)</sup>。

その後ベルナドットはヌクラシーと二人だけで1時間半会談する。ヌクラシーが「ユダヤ人国家の樹立にアラブは決して同意できない」と述べたのに対し、ベルナドットは次の様に答えた。——私も国連分割決議には全く賛成していない。しかしユダヤ人国家が今や存在し15か国もの国に承認されたという事実によって状況が変わった。それにアラブは極めて危険な状態にある。戦争が再開されアラブに有利に推移したとしても、イスラエルを承認した大国がユダヤ人に軍事援助を行って戦況を変える事はあり得、逆に戦争がアラブに不利に推移したらアラブは今より悪い交渉上の地位におかれるだろう。故にア



アラブ世界は停戦に関して最終決定をする前にこの事を大変真剣に考えて頂きたい、と。ヌクラシーはベルナドットの議論は論理的であると認めつつ、ユダヤ人国家の出現を阻止するのはアラブ世界の義務であると感じると述べ、何千人ものアラブ人が戦争によって家を追い出されてきた傍らでユダヤ人移民がパレスチナに入る事を許されるのは正しいのか、と問う。ベルナドットはこれに対し、提案のパラグラフの一つに、居住地を離れる事を強いられたパレスチナの住民は帰還が許されるべきであると書かれている事を指摘した。更にベルナドットは、停戦延長を拒否した側はリスクを負うだろうと警告した。その様な拒否は、安保理が停戦延長を断固たる言葉で要求するという結果を招くからである。最後にベルナドットは、エルサレムの非軍事化について前向きな考慮をするようヌクラシーに要請した。ヌクラシーはトランスヨルダン首相と同様に自分の観点を受け入れてくれた様に見えた、というのがベルナドットの得た感触であった<sup>(48)</sup>。

カイロからロードス島へ戻った後の7月5日朝、ベルナドットはテルアヴィヴのリードマンから、イスラエル暫定政府が同日に回答を渡す用意があるという電報を受け取る。彼はすぐにテルアヴィヴへ飛ぶが、暫定政府は完全にはベルナドット提案に対する態度を決めておらず、彼は翌朝まで待たねばならなかった。6日朝にシュルトクはベルナドットと会見し、ベルナドット提案の主要部分を事実上拒否する旨の暫定政府の回答文書を手交した<sup>(49)</sup>。

(iv) 本議事録における暫定政府の閣僚構成

6月23日臨時閣議で暫定政府のアルタレナ号事件への対処に抗議して事実上辞任したフィシュマンは、その後の閣議には出席していないため、本議事録の諸閣議では宗教相が不在である。他の閣僚に身分の変更はなく、閣僚構成は以下の通りである<sup>(50)</sup>。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相・国防相（マパイ）

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相（マパム）

ベレツ・ベルンシュタイン・・・通商産業相（一般シオニスト党）

イツハク・グリェンバウム・・・内務相（一般シオニスト党）

（ラビ）イツハク・メイル・レヴィン・・・社会福祉相（アグダト・イスラエル）

（ラビ）イエフダ・フィシュマン・・・宗教相（ミズラヒ），6月23日に事実上辞任

アハロン・ツイスリング・・・農業相（マパム）

エリエゼル・カプラン・・・大蔵相（マパイ）

ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート（後にローゼンと改名）  
・・・法務相（進歩党）

ダヴィド・レメズ・・・運輸相（マパイ）

ベホル・シトリト・・・警察相・少数派相（スファラディーム党）

（ラビ）モシエー・シャピラ・・・移民・保健相（ハポエル・ハミズラヒ）  
モシエー・シェルトク（後にシャレットと改名）・・・外相（マパイ）

本議事録の範囲ではレメズが海外出張で欠席している一方，エルサレムにいた為に6月16日閣議までの諸閣議を欠席していたグリェンバウムが出席しており，活発に発言して「行動派」の一人としての存在感を示している。ベングリオンが席を外すなどの不在時には慣例としてカプランが閣議の議長を務めている。なお閣議には従来と同様，ゼエヴ・シャレフが秘書官として出席している。

## 2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第4巻前半の概要——

1で概観した背景を踏まえつつ，本議事録の概要を紹介する。

(1) 1948年6月30日（欠席：ベングリオン [ハイファ]，フィシュマン [辞

任], レメズ [外国], 特別出席者: エリアシュ博士 [外相の招請による, 議題①のみ] [議題リストにおいて議題⑤のタイトルが削除されている]

① M. エリアシュ博士の報告

シェルトク 私は首相にエリアシュ博士<sup>(51)</sup>を招請するよう勧めた。彼は今、ニューヨークとレイク・サクセス [安保理本部の所在地, 第一稿の註30を参照] での数か月わたる代表団の仕事から我々の招請によって帰っている。彼は主にエルサレム法をめぐる闘争の任務を担っており、レイク・サクセスにおける我々の代表団のメンバーとして我々の全ての仕事に実際的に参加した——初めはユダヤ機関の代表団として、最近の諸段階においてはイスラエル国家の代表団として [4: 41]。[一段落省略 4: 41]

私はエリアシュ博士と共に、彼が私の提案によりここに招かれるべく取り戻った。幾つかの事があるが、特に一つの事はレイク・サクセスにいる我々の同僚たちの意見の比較考量の産物であり、私は政府メンバーが二次的機関からではなく、彼という源泉から直接話を聞く事を大いに重視したのである [4: 41]。

エリアシュ あなたのご丁寧なお言葉と、我々が行った仕事のご丁寧な評価について深謝する。私がイスラエル国家の名で初めて現れる名誉に浴したのは、正に5月16日シャバット, [アラブ諸国の] 侵攻開始についての一報が届いた時だった。確かに成功は多大ではなかったが、イスラエル国家が存在する [建国された] 時にこれらの人々の前に現れた事自体の中に特筆すべき何かがあった [4: 41]。

シェルトク氏が示唆した問題は、国連におけるメンバーシップを獲得する為にとる事が可能な諸ステップについての問題だ。最近、我々のアメリカ人の友人たちは我々をせかし始めた。イスラエルが早くも今年の秋の前に国連加盟国として受け入れられる為、我々ができるだけ早く手段をとる様にと——更なる全ての複雑な状態から解放される為、我々にとって最善の方法として。口

ヴェット<sup>(52)</sup>は我々とコンタクトのある外務省〔国務省を指す〕の人間で、マーシャル〔国務長官〕の腹心と考えられているが、彼は我々の前に承認問題を二回提起してこう言った。あなた方は、イスラエル国家が国連に受け入れられる為に全ての事をする義務がある、と〔4：41～42〕。

我々がこれに関する我々の立場について協議し始めた時、暫定政府が暫定政府として自分達の側から国連加盟国として受け入れられる様にという申請を出しても成功は望めないだろう、という事が我々にとって明らかになった。外相によって5月15日にトリグヴ・リー〔国連事務総長〕に送られた最初の電報は政府の樹立について知らせるものだったが、それも、この要求で締め括られている。・・・〔4：42〕

そうこうする間に大きな国際的重要性を持つ事案が再燃した。恐らく〔皆さんは〕イタリアを国連に加盟させる要請について西と東の間に紛争が勃発した事を想起されるだろう。ロシア〔ソ連〕はその様な事に反対し、自国の衛星諸国も受け入れられる場合にのみ〔賛成する〕という条件を付けた。ブルガリアと残り〔の諸国〕はイタリアに有利な票を投ずるだろう。そこで、あれこれの国を国連に受け入れる事について政治的条件を付ける事が一般的に可能なのかという問題が喚起された。この問題はハーグの国際司法裁判所に解決の為に送られ、つい先頃ハーグの国際司法裁判所はこの問題についての決定を採択したのである〔4：42〕。

基本的に二つの判決〔177-1785〕<sup>(53)</sup>があり、一つは多数派のもの〔勧告的意見〕、もう一つは少数派のもの〔補足的意見〕である。・・・9人の多数派は〔政治的条件を付ける事は〕できないと決定し、国連憲章に沿って5条件しか要求できずそれ以上はできないと再び決めた。こしてこれらが5条件である。国の自由、当該国が国連憲章によって定められた自らの国際的義務を果たさねばならないこと、平和を愛すること、国際的義務を果たそうと欲すること、その願望を実行に移したいと欲すること。これらの五条件に加えて、政治的価値を持つ

他の諸条件を課してはならない、と。しかし6人の少数派は強力な少数派であった。・・・彼らは補足的意見においてこう述べた。誰であれその者を加入させるか否かという問題は、単に〔国連〕憲章に沿って諸条件を満たすという問題ではなく——それは政治的問題であり、政治的観点からのみそれについて話し合う事が可能である、と〔4：42～43〕。

国連加盟手続きは次の様である。事務局に申請を提出し、事務局がそれを安保理に提出し、安保理がそれを受理した後に初めて——その事案は承認のため総会へ行く。一般に、安保理が申請を受理すれば、総会は承認を与える〔4：43〕。

皆さんご存じの様に、現在でも我々は安保理に多くの友を持っておらず、イギリスが反対すれば——その件を進める事はできないだろう。イギリスが反対票を投じなくても——問題は、我々が必要な7票を獲得できるかどうかである。故にもし申請が暫定政府によって提出されるなら、〔彼らが〕政治的な諸理由で反対するだろうという事には些かの疑いもない。イギリスは反対する申し分ない口実を持っており、フランスでさえも反対しないかどうかについて私は確信がなく、中国はきっと反対するだろう。暫定政府では〔国連〕憲章に由来する義務を引き受ける事ができないだろうと〔彼らは〕述べるだろうし、その上、彼ら全員がその事案は計画に反すると主張している。計画については補足的意見には次の様に述べられている。何よりもまず、通常政府を選出するであろう準備議会を召集する必要がある。通常政府は必要とされる義務に署名せねばならない。その後のみ完全な主権〔הסוברניות〕<sup>(54)</sup>が来るだろう。そして然る後、イスラエルが国連加盟申請を提出する時に——〔彼らは〕その要請に一致して対処するだろう、と〔4：43〕。

それ故に、多くの協議の後に我々は、通常政府樹立の為のステップをできる限り加速する事が不可欠であるとの結論に達した。・・・然る後にアメリカの助けでこの申請が受理される望みがある。さもなければ申請を提出するいかな

る理由もない。その事に結び付いた困難は我々にとって明らかだ [4:44]。

シェルトク あなたは、我々の疑問に対するハーグの国際司法裁判所の見解の違いから明確な結論を引き出さなかったわけですね [4:44]。

エリアシュ 多数派の論法をたどってみると、[彼らは] こう言うだろう。国連加盟申請国の要件の一つは [国連] 憲章の指示を実現するという重大な義務を引き受ける事だが、一方で暫定政府が国に義務づける事ができる様な権限を持っていないなら、その国はその様な事 [国連憲章の義務を果たす事] に自らを結び付けられないだろう [から国連加盟要件を満たさない]、と。少数派は、その問題が政治的であるという観点から、その事案は「パレスチナ [問題] の解決 [פליסטין סטלמנט (Palestine settlement)]」の一部であると語るだろう。彼らはイスラエルがその様なものとして存在している事はいまだに全く承認していない。いまだに通常政府がなく、いまだに準備議会がなく、法律や宣言もまだ採択されていないと。だから多数派を支持する人々の間でも、少数派を支持する人々の間においてと同様に、申請を却下する理由が見出されるだろうという事なのである [4:44]。

私が申し上げた様に、沢山のステップを踏む必要がある。選挙法を準備し、準備議会を召集し、準備議会では我々の為に法律を準備してそれを承認すること。——通常政府を選出すること。その政府は改めての討議の後に、国連事務総長への [国連加盟] 申請書に署名するだろう。申請は安保理に提示されて、承認の為に総会へ到達せねばならない [4:44]。

これら全ての事をいかにして早急に行うかを我々が明確化した際、この様な事を話し合ったメンバーたちには次の様な感情があった。困難のうちの一つ——アラブの困難——は多かれ少なかれ解決に至ったのであり、今こそ選挙法を、彼ら [アラブ] を巻き込む事なく最も単純な分子 [一般庶民] に拡大して、有権者リストを容易に準備する事が可能になるだろう。選挙戦自体に関しては——ここでも次の様な感情があった。最初は単一の連立リストで選挙に臨み、

この様なやり方で政府が必要とされる権限を獲得するべく迅速に物事を運ぶ事が可能だろう。要は、物事の詳細に立ち入る事なくできる限り簡略化し、計画で言及されている諸原則だけで満足するという事である [4: 44 ~ 45]。

私はその事案を政府に心を留めて頂くべく持ち込む事を引き受けた。二者択一である。我々はアメリカ方式を選ぶか。つまり我々が国連加盟国として受け入れられるという事は我々の問題を完全に解決したという事だから——然る後にこれら全ての段階を通る必要がある、と述べるか。それとも、我々は秋までにこれら全ての事を遂行できないだろうから我々はこれ [加盟申請] をしない、と語るか [4: 45]。

この問題は、国連における我々の代表権の問題と直接関係はないと私はコメントせねばならない。確かに我々のおかれている状況は歪んでいる。・・・しかしこれら二つの事柄 [国連では暫定政府の代わりにユダヤ機関が依然としてイスラエルを代表しているという「国連代表権問題」と、今問題になっている国連加盟問題]の間には関係はない。この場所 [国連] で正しい名称を決定する事はそれ自体 [一つの] 問題なのだが、国連加盟国としての国家の承認も——またそれ自体 [一つの] 問題なのである [4: 45]。

ベントヴ 国際司法裁判所の多数派の判決 [「勧告的意見」に該当] は、五つの条件を実現する全ての国を受け入れる事は義務である、と述べているのか？ [4: 45]

エリアシュ そうだ。そして追加の条件を出してはならない。五つの条件を実現すると証明する国を、[彼らは] 国連に受け入れる事を義務づけられており、これに反対票を投じる事は禁止されている [4: 45]。

ベントヴ 政府の暫定性が国連加盟の障害である——これが我々の解釈なのか [4: 46]。

エリアシュ そうだ。だがこれは [あくまで] 想像した解釈だ [4: 46]。

シェルトク インド政府は例えば、暫定政府として受け入れられたわけだ [4:

46]。

エリアシュ しかしインドは国としては存在していた。そこでの問題は同国の地位だった——インドとパキスタンが大英帝国の自治領 [דומיניונים]<sup>(55)</sup>である事は承認されていた。一方我々はどうかと言えば——我々は何よりもまず、我々がそれらの義務を引き受けられる国家である事を証明せねばならない [4:46]。

カプラン ハーグの国際司法裁判所の判決の効力は、その様なものとしてはどの位なのか [4:46]。

エリアシュ これは見解の表明のみだ [4:46]。

シュェルトク 誰がその問題をハーグの裁判所に持ち込んだのか [4:46]。

エリアシュ [安全保障] 理事会の決定により国連事務総長 [が持ち込ん] だ。B) 解決を要する第二の問題は、ジュネーヴにおける行動の準備に関わるものだ。皆さんご存じの様に、ジュネーヴで7月18日に経済社会理事会の会合が開かれ、中東の為の地域評議会の設立に関して特別委員会によって同理事会に提出された報告書について話し合う事になっている。地域機構を創設しようとする傾向は既に久しく存在する。南米諸国の為の特別評議会があり、中欧の為の評議会があり、中東の為にもこの様な機関を創設すると決定された。その為に委員会が選出された。その委員会ではアラブ連盟の加盟国が支配的であり、それらの国は・・・経済社会理事会への報告書を準備した。この報告書はエレッツ・イスラエルの存在を完全に承認していない。地理的単位としての「パレスチナ」は全く言及されていない——アラブ連盟がこの地域の支配者として自らに「王冠をかぶせている」。委員会の中ではロシア [ソ連] と他の諸国の間に、中東地域として考えられるのはどこか、それに含まれる国々は何かという問題をめぐって大きな意見の相違があった。ロシア [ソ連] は自国も世界のこの部分に利害があると述べた。もしこの報告書が採択されたら、アラブ連盟・・・——それが中東地域に対する支配者になるだろうという事になる



[4: 46 ~ 47]。

我々が委員会の報告書をいかなる事があっても承認できないだろうという事は明らかであり、エレッツ・イスラエルがこの秩序の中に場所を全く持たないだろうという事も我々は許せないだろう。沢山の理由からその報告書の撤廃の為に我々は行動せねばならない、という感情が我々にはあった。そしてこの事は「いる事 [being]」のみによってはなし得ないだろう、なぜなら我々は経済 [社会] 理事会には現れる事が全くできないだろうからである——当事者としてヒアリング・・・を受けるのに成功するのが恐らく関の山だろう。これに関連して私は、必要とされる全ての文書と共に短い覚え書も持って来た。・・・[4: 47]

C) 我々は、国籍法 [חוק הניתנות] を出す事において充分以上に立ち遅れている、という感情を我々は持った。新政府の最初の法的行為の一つは、国籍の決定である。その事案の遅れは、我々の対外的現れ方にも重くのしかかっている。それ故に我々はこう考えた。この法はとりわけ次の様に言う原則を定めねばならない。国の市民的・軍事的サービスで働く為に入国する全ての者は、この効力によって国の市民権 [זכות הניתנות]<sup>(56)</sup> を獲得する、と [4: 47]。

D) 我々を承認する事をためらう国々に法的書類を示す事に関して。不承認の口実を探している国々の幾つかは、その様な事 [不承認] の第一の理由として、我が国の国境線がまだ定まっていない事を指摘している。確かに次の様に言う必要がある。[国連分割] 計画に従った国境線の件が言及されていたトリグヴ・リー [国連事務総長] への外相の電報を除いて、どこにもその事が言及されなかったと。その事案を宙ぶらりんのままにする事は不可能だ。国家の要件の一つは——その国境線が固定されている事である [4: 48] [一段落省略 4: 48]。

E) 残りの事柄の中では、征服された地域の管理についての法 [חוק] 或いは命令 [פקודה] を準備せねばならない。それも国家文書 [state papers] の中に入

れられるだろう [4:48]。

F) [ユダヤ] 機関の地位、これも解決を急がねばならない問題だ。従ってエルサレムに対する [ユダヤ] 機関の関係を定める事が不可欠である——この問題も緊急の明確化と決定を要する [4:48]。

G) 他の痛ましい問題はベルギーの立場と結び付いている。ベルギーはフランスの様に大きなムスリム帝国を持っていない諸国の一つだが、ベネルクスの場合<sup>(57)</sup>以来、同国はイギリスの後を追いかけている。我々は、ベルギーをフランスの線に引き入れる為に特別なステップをとらざるを得ない。フランスは少なからず我々を助けている、個人的なやり方でも [4:48]。

H) 仲介者 [ベルナドット] 側の行動に関して——我々は四つの事を彼から獲得せねばならない。1) 燃料に関して。私はロンドンにいた時、フィッシュ、リントン、ゴールドマンと共に全ての燃料問題を扱っていたが、我々は次の事を知ったと確信した。我々が今要求している燃料の量はノーマルな量であり、それらをイスラエル国家に供給する事によって我々の軍事力は些かも強化されない、という事を認める文書を我々がベルナドットから受け取らないうちはその件は動かないだろう、という事を。2) 我々の領海内では水雷の恐れはないというベルナドットからの宣言。・・・3) [省略] [4] はもともと欠落 [4:49]。

I) エルサレム問題について。これは注意を割かねばならない問題だ。正式な状態はこの様である。信託統治理事会<sup>(58)</sup>はエルサレムの為に地位を考案し、それは同理事会を満足させると決定はしたが、その事案について承認を与える事はしなかった。ちょうど同じ時に総会がエレッツ・イスラエルの状況について改めて話し合っていたからである。それ故に信託統治理事会は、更なる指示を求める為にその問題を総会に戻した。総会はその問題に触れる事に成功せず、仲介者についてのみ決定した。総会議長は、最後のセッションにおいてさえもそれを議題に立てなかった。・・・しかしフランスがその事態を救い、そのお

蔭で、エルサレム法について話し合うかどうかという問題が提示された。全員が、エルサレム法はベルナドットの仕事の一部であり、全体的なアレンジの一部でもあり、彼がそれを扱っている限り〔自分達は〕その問題を話し合いの為に提示しないだろうし、彼の仕事に負担をかけない為に提案を提出する事もないだろうという意見を表明した<sup>(59)</sup>[4:49]。

私はこの様に主張する。その法全体が11月29日計画〔国連分割決議〕に基づいているのと、仲介者についての決定がある故に、いかなる変化が来そうか知る事は不可能だ。イギリスは絶えずエルサレムに政治的真空をつくり出す事を欲し、国連代表がエルサレムに来る全ての可能性を挫く事を欲していた。・・・ロンドンにおける今の印象は、イギリスが・・・国際的エルサレムの概念に回帰する用意があるというものだ。（シェルトク 大いに疑わしい!）——我々にあってもその事は疑念の中にある。いずれにせよ、ワシントン駐節の新イギリス大使<sup>(60)</sup>はベヴィンに長い報告書を送り、その中でこう説明していた事が知られている。エルサレムに国際的地位を与える方向に圧力をかけているアメリカ世論は、選挙のいかなる要因にも左右されていない、この事実を認識する必要があると。イギリスの立場を支持する傾向にあった代表団の間でも幻滅がある。〔オーストラリアとニュージーランドの例は省略4:49〕イギリス自体も〔エルサレムを国際化する様にという〕この圧力を感じており、あたかもエルサレムをアブドゥッラーに引き渡す件はうまく行かないだろうと理解し始めているかの様である。・・・アラブは自ずと国際化に全力で反対しており、彼らが諦めなければ我々も諦めないだろう、そうしたら我々はエルサレムの分割計画に戻るだろう——一部を我々は受け取り一部をアラブが受け取るだろう、そして我々は町の最も大きな地域を手中にするだろう。こう考える人々もいる。もし我々が、しなければならぬと我々の多くが考える事をするなら、つまり我々によって征服されたエルサレムの為に今地位の様なものをつくり出し、我々は国連の為に信託財産〔טאסטט(trust)〕としてそれを掌握して

いるのだと語るとすると、エルサレムのユダヤ人部分だけが国際化される可能性がある、と [考える人々もいる] [4:50]。

我々はこの件について重点的に話し合った。そして私はいずれにせよ次の結論に達したのである。我々にとって最善の解決はエルサレムの国際化を主張する事である——11月29日計画が我々の出発点であり、それに我々が基づき続けるからのみならず、エルサレムにおけるアラブ支配を免れる為に我々には他の方法がないだろうからでもある。多くの国々の代表とのエルサレムに関する交渉は私の中に・・・ヘブライ人エルサレムは多くの意味で国際的地位から利益を得るだろう、という印象をつくり出した。・・・私の意見では、エルサレムは [国連分割] 計画によれば国際的でありその中にアラブが足場を持つ事はできない、という我々の観点から動いてはならない。エルサレムは宙ぶらりんであり、そこで支配しているのは [ユダヤ] 機関であって政府ではなく、そこにはエツェルにとっての自由がある、という印象がある——そこには諸概念の無秩序と混乱があり、これに終止符を打たねばならない [4:51]。

シェルトク エルサレムの国際化問題について、エリアシュ博士のおられる間にコメントを一つ。これが我々の目的でなければならないという前提の下で、この目的にいかん到達するかという戦略的な問題がまだにある。もし我々が今、国際化の強調でもって出て行くなれば、我々は恐らくこれによってエルサレムをアラブに明け渡す事になる一方、もし我々がヘブライ人エルサレムに対する我々の主権 [ריבונותנו] <sup>(61)</sup>を強調するならば、これが恐らく国際的エルサレムに到達する最善の方法だろう [4:51]。

カプラン エリアシュ博士は我々の前に、そのほぼ全てが根本的問題である八つの問題を提示された。我々が今話し合いに入れるとは私は思わない。我々は、これらの問題を扱っている諸閣僚に彼らの提案を持ち込むよう要請しよう [4:51]。

シェルトク 最初の問題を我々は、最も近い会合の一つにおいて議題として立

項せねばならないだろう [4:52]。

カプラン 私は政府の名でもう一度、明晰で簡潔なあなた [エリアシュ] のお話に感謝する [4:52]。

② 質疑 [省略4:52]

③ アリヤーの諸事項についての諸決定 [発言省略4:52]

多数派の意見により、国連を代表する仲介者の提案についての話し合いを先行させる事を決定する [4:52]

④ 国連を代表する仲介者の諸提案

シェルトク 昨日 [6月29日] の朝、私のもとに、テルアヴィヴにいるベルナドット伯の二人の連絡担当官 [リードマンとバンチ<sup>(62)</sup>] が訪ねて来た。彼らは国連事務総長の特使と考えられている人々だが、私に、ロードス島から彼らが携えてきた書類の写しを渡した。真実の為に私は明確にしておきたいのだが、彼らはその書類を早くも一昨日の夜に渡す用意ができていたが、私が兵士の大きな祝祭に招かれていた [為に渡すのが遅れたのだ]。・・・ [4:52～53]

その文書は四つの部分から構成されている。・・・A) 私への個人的な手紙、B) 提案の前書き、C) 提案本体、そこには英語で “suggestion” と書かれており “proposal” とは書かれていない。英語ではこれらの語の間にはニュアンスの違いがある。つまりまだ行動の為の提案ではなく、思考の為の提案であるという事だ、D) 提案の付録 [4:53]。

・・・私はまず前者二つを定式化し、その後、後者二つに移ろう [4:53]。

個人的な手紙には、伯爵はこれらの提案を目下の思考の途上で提案するにすぎないと書かれていた。彼は、我々がその諸提案を検討した後に彼が我々と会談する可能性を持つまで、我々の立場において確固たる原則を打ち立てないよう懇請している。彼はいずれにせよ我々の間に会合があるまで、提案の内容であれ提案への我々の回答であれ、いかなる事も公表せぬよう要請しており、次

の様に提案している。我々がその諸提案を検討した後、私——そしてもし我が政府が適当と考えるなら、あと一人、又は複数の政府メンバーがロードス島へ来て彼との会談の為に二、三日そこに滞在する、そしてこれは7月の最初の数日にする。もしどうしてもロードス島へ来る事が我々にとって理にかなわないなら、彼がテルアヴィヴに来る用意がある、と。彼は我々がロードス島へ来る方がよいと繰り返し明言している [4: 53]。

彼は、同じ言葉をエジプト首相 [ヌクラシー] に送っていると付け加えている。・・・ [4: 53]

第二の文書では、これは前書きなのだが、彼は国連総会を代表して自らの使命をいかに研究しているかを説明している。彼は停戦 [שביתה נשק] に持ち込む事に成功したという自らの成功を指摘する。この停戦は大きな諸問題についての話し合いの為により快適な空気をつくり出した。彼は自らの提案において確固たる原則を堅持するつもりはなく、それどころかもし一方に対立する提案があったら——彼は話し合いを続ける用意がある。この文書において彼は「それでは停戦を延長しよう」とは言及しておらず、停戦の運命には一言も触れていない。・・・もし回答が、交渉を続けてはならないのが明白なほど決定的な否定なら、彼は直ちに安保理に向かって状況について知らせるだろう。彼は安保理に自らの結論を提出する権利を留保しており、次の様に説明している。状況についての自らの分析において、同様に自らの提案の定式化において、自分は双方の願望と恐れを考慮に入れざるを得なかった。・・・彼は仲介者として、一方 [のみ] に彼らの立場における根本的な利益を放棄するよう要求する事はできないという事を知っている、と確信していた。それにもかかわらず、彼は双方の立場における共通項という観点から少なくとも二つの事柄を提案している。それらは第一に——ユダヤ人とアラブ人の間に平和は不可欠であるという意識、第二に——経済的事項におけるパートナーシップの意識である [4: 54]。

ここで私は根本的な文書に移る。これはこのパッケージの中の第三のものであり、これらこそが諸提案である。この文書は非常に短く・・・その中には9項目ある [4:54]。

用語の観点から見た文面は全く断定的でない。「であり得る」, 「考慮に入れる必要がある」, 「恐らく」, この様な言葉で文書全体が書かれており、私は言葉遣いを細かく検討する事はしないが、どの場合も言葉は断定的でないとお考え頂きたい。今、私は諸項目の中身に移り、それらの衣装 [用語法] には立ち入らないが、もし私がエレット・イスラエルと言う時には、これはパレスチナ及びトランスヨルダンと書かれているという事である。[第一項によると] もととのイギリス委任統治領は連邦 [יִיּוּן (Union), 以下「連邦」と訳す] を構成せねばならず (彼はこれを大文字のUで書いており、この呼び方は連合 [ברית], 統一体 [אחדות, 以下「統一体」と訳す] でもよいかも知れない), それは二つのメンバー (members) で構成されるだろう。一つはアラブ, 一つはユダヤ [のメンバー] である [4:54 ~ 55]。

第二項は境界線について論じており、これら二つの単位の間境界線は、彼 [仲介者] の諸提案に基づく仲介者の援助の下、両者間の交渉によって画定されるだろうと述べられている。境界線一般についての合意が提出された後、境界線をその詳細にわたって画定する境界線委員会を任命する事は可能だろう [4:55]。

第三項——その統一体の目的と義務は、二つの単位に共通の経済的諸事項を扱い、共通の業務とサービス・・・を執行し、共通の開発事業を遂行し、対外政策及び共通の防衛措置を協調させる事である [4:55]。

第四項は次の様に述べる。連邦の頂点には評議会が置かれるだろう。連邦の共通評議会、或いはそれらについて合意される他の諸機関が設立されるだろう。より正確には、連邦の義務と権限は共通評議会、或いはそれらについて合意される他の諸機関によって遂行されるだろう [4:55]。

第五項。連邦条約、法律文書 [האינסטרומנט (the instrument)], 規約, 基本的法律の規定の範囲内で各メンバーは完全な自由を享受するだろう。自らの対外関係における完全な自由がこれに含まれる。一方では協調 [קואורדינאציה (coordination)] がなければならず, 他方では自由があるという事である [4: 55]。

第六項はアリヤーについて論じており, こう述べられている。各メンバーはアリヤーの諸事項において自由である。より正確には, 自らの境界線内ではアリヤーの事案は連邦創設から二年間, 各メンバーの権限に委ねられ, この後メンバーの一方が他方のアリヤー政策について, 評議会が明確化したり話し合ったりする事を要求する権利を持つだろう。もし評議会がこの話し合いで決定に達する事ができない場合には, 当該事案は国連の経済社会理事会の討議に廻されるだろう。同理事会は経済的吸収能力についての考慮から決議を採択し, その決議は拘束力を持つだろう [4: 55]。

第七項は宗教と良心の自由について語っており, 第八項は——聖地の保護とそれらへのアクセスについて語っている [4: 56]。

第九項は述べている。この地における混乱の故に, 彼らの居住地から根こそぎにされた正にその人々は彼らの居住地に戻り, 彼らの財産を改めて受け取る事ができるだろう, と [4: 56]。

これが根本的な文書である。この文書の付録は本質的に, 境界線条項である第二項への付録であり, それはこう述べている。一定の領土的措置が検討に値し, [以下に挙げる] これらが検討に値する措置であると自分 [ベルナドット] は考える。A) ネゲヴを, その全土であれ一部であれ, アラブ領域に含めること。B) 西ガリラヤを, その全土であれ一部であれ, ユダヤ領域に含めること。C) エルサレム市 (彼は“City of Jerusalem”という専門用語を使っており, 国連の専門用語ではエルサレムとその近郊を含む) をアラブ領域に含めること。ユダヤ人の為の市政レベルの自治 [מוניציפאלית אבטונומיה (municipal autonomy)] と,



聖地に対する保護が付随する。D) ヤッフォの地位の問題の検討。E) ハイファにおける自由港の建設或いは整備、それ〔ハイファにおける自由港〕は製油所とパイプラインのターミナルを含むだろう。そして最後の項目は——ロド〔リッダ〕における自由空港の整備〔4：56〕。

私がこれらの言葉を読んだ時、私は使節の一人にこう言った。……この事は政府の前に持ち込まれ、政府は話し合っただけで決定するだろうが、私はあなたがここから直接的な即座の回答を全く持たずに出て行かれる事を望まない。あなたにはこの様に申し上げる。今いずれの項目についても無回答、というのは当該項目に対する同意と見なされてしまうだろう。私が指摘したいのは、ここに二つの項目があり、それらはそれだけでもその計画全体を決定的に無効化し、ユダヤ人によるその完全な却下を引き起こすのに充分であるという事だ。それらはアリヤー条項とエルサレム条項である、と〔4：56〕。

私は言った。伯爵がこの書類の中で、エルサレム問題についての確固たる原則を細部にわたって打ち立てる事を必要と見なした事によって、全く修正がきかない誤りがなされたと私は考える。これは致命的になりかねず、エルサレムにおける流血の戦争を意味しかねない。そして——エルサレムがこの戦争の中で破壊されないかどうかを誰が知ろうか。これこそがアラブの欲望〔תאוה〕なのだ。この事には世界において大きな反対が存在するが、この反対を壊す努力も存在する。事実、伯爵の様な人物が自らの意見を表明し、この書類は既にアラブの手中にある。これが彼らの計画への大きな励ましを与えているのだ。ユダヤ人はたとえ、全ての苦々しい経験にもかかわらずエルサレムにおける国際レジームに同意したとしても、それ〔エルサレム〕をアラブに引き渡す事にはいかなる事があっても同意せず闘うだろう。ここで彼〔ベルナドット〕はアラブを戦争から遠ざける代わりに彼らの心の中に励ましを入れ、我々にこの戦争を強制し、我々をエルサレムの為の戦争に押しやっている。私は、〔彼が〕事の早い段階にこれを導入する事を必要と見なした事実を嘆いている、と〔4：

56～57]。

私は、我々の連絡担当官たち [レウヴェン・シロアハとレオ・コーン (註18 参照)] がロードス島から帰った際に報告した事柄に戻りたい。[彼らが報告したところによると] 彼らには個人的に次の様に説明された。この提案は国連使節団の内部で争っている、賛成派と否定派という二派の間の妥協として見てもらう必要がある。パンチとリードマンは、より我々寄りであった。スタヴロポロスとモーンは反対していたのであり、これは妥協の提案である。賛成派は我々がいかなる事があってもこの計画を受け入れる事はできないだろうという事を理解しており、彼らは我々に、我々が最初に拒否せずにまずアラブに拒否させる、従って回答を延期した方がよいという戦略を提案している。なぜなら合意がない [なら]、最終的にはベルナドットはこの行き詰まりからの唯一の出口として11月29日 [国連分割] 決議を堅持せざるを得ないだろうと彼らは考えているからだ [4:57]。

パンチは、全般的にはアラブは戦争再開を望んでいないが、これを完全に当てにしてはならないと考えている。なぜなら彼は、アラブ諸国の政府が戦場の彼らの司令官たちによって惑わされている事を見出しているからだ。彼は、[アラブ諸国の] 政府がこの地における真の軍事的状況に由来する現実的な考えを持っていないと見ている。彼は例を挙げた。バイルートでベルナドットが、自分はハイファに飛んでそこからテルアヴィヴへ行くと言ったところ、レバノン首相が本当に心配して彼にこう言った。あなたはご自身を危険にさらしておられます、そこでは戦闘が行われているではありませんか、しかもその戦闘はハイファ・テルアヴィヴ間の道の真中なのですよ、あなたは道中に、ネタニヤ海岸で行われている戦闘の地域に入ってしまうですよ、と。ベルナドットがこの静かな景観の中を旅した際、これは彼にとって驚きであり、それから彼はアラブの言う事を信用してはならないと理解したのである [4:57～58]。

あと一つ私はリードマン [の話] からある事を知った——自由港の件である。

彼によればこれには諸前例があり、彼はサロニカ [の例] に依拠している。リードマンは三つの可能性があると言った。1) 港はイスラエル国家の主権 [ריבונות] 下におかれるが、隣国も自由に使用できるだろう。2) 港は二つの国家の主権 [ריבונות] 下に、つまり「統一体」の権限下におかれるだろう。3) 港は国際的主権の下におかれる [4: 58] <sup>(63)</sup>。

[一段落省略 4: 58]

制限的な文言は許容して頂きたいと彼 [リードマン] は要請して、次の様に言った。アラブの非常に重大な懸念から目をそらしてはならない。自分はイスラエルのあなた方が全員一枚岩ではなく、修正主義党があるという事実から目をそらす事はできない。[それは] 十分に強力な政党で、自らの政治的計画を放棄しなかったのであり、従ってある盾を立てる事を余儀なくされるのだ、と <sup>(64)</sup> [4: 59]。

アリヤーに関して彼は言った。ここにはアリヤーの監視や遂行を気にかける為の機関の設立についてのいかなる提案もない事にご留意頂きたい、と。私は言った。そうだ、しかしながらここには経済社会理事会の決定には拘束力があると書かれており、これこそは国の主権 [ריבונות] の侵害である。しかもこれぞイスラエル国家の生存と樹立の権利であるという正に最も死活的な点において [侵害しているの] である。彼は答えた。遂行機関がないという事は、決定が道徳的な観点からのみになるだろうという事を意味する。もう一つ。確かに隣国、[つまり]「統一体」におけるパートナーにはアリヤー問題を提起する可能性が与えられるが、その様な事によって、この権限は他のアラブ諸国の手から出されていると解釈されるのだ [4: 59]。

もう一つ彼は言った。もしあなたが私の個人的なアドバイスを聞きたいなら——アラブの回答を待つか、彼らが最初に拒否してくるのを待つ方がよい、と [4: 59]。

エルサレムについては、彼は自らの提案を持っており、もし私がそれを聞く

用意があれば——彼は自分のミシュナー [見解 (原義はトラーラーに関する註解)] を講義できる [4:59]。

これがほぼ全てだ。私が言った事が最初の回答でない事は明白であり、[かつ]これは我々が最初の回答として言うであろう事と、片言隻語も変わらない。急いで前に駆けつけられない方がよいという事に私は同意する。これらの提案 [ベルナドット提案] はイギリスの提案だと思われる。恐らくイギリスと、アメリカの誰かの提案だろう [4:59]。

さて、私が今日リントンから受け取った電報を読み上げよう。彼はロンドンのアメリカ大使館員と長い対話を持った。[この大使館員は] 東方の諸問題、中でもエレッツ・イスラエル問題に携わっており、我々が大変緊密に連絡をとっている人物だ。彼は我々の完全な友というわけではないが、非常に率直に話し我々に情報をくれている。しかし彼がくれる情報は必ずしも彼の政府 [アメリカ政府] の言葉ではなく、しばしば——我々の諸事項を扱うイギリス外務省の言葉であり、しばしばエレッツ・イスラエルの諸事項についての外務省の角笛の役割を果たしている。・・・彼はリントンに対して、西ガリラヤをネゲヴと交換する事に賛成し、ハイファを自由港と定める事、或いはその一部を分与する事によってアラブにハイファにおける足場を与える必要性に賛成する主張をした。そしてそこでもサロニカの例が持ち出された。彼はリントンに、これがアメリカの意図なのかイギリスの意図なのかは指摘しなかった。・・・ [4:59～60]。

・・・話し合いのいかなる考慮の中にもないもの——それがエルサレム問題とアリヤーの事案だ [4:60]。

昨日私はラビ・ベルリン<sup>(65)</sup>と議論を持ったが、彼が今エルサレムの国際化を支持している事は皆に知られている。多分これが最も望ましい解決、エルサレムの防衛の為に可能な唯一の解決であろう。しかし、もしその様にならないなら——我々はエルサレムをめぐる戦う用意がある、という事が明確になる

のは不可欠である。というのも相手方は、エルサレムはアラブ的であり、それをめぐって戦う用意があると言っているからだ。我々が国際的エルサレムと言う時は、エルサレムがアラブ的になるであろうという事が明らかな時である。・・・我々が戦う用意がある事が明確になる場合にのみ、我々はエルサレムを戦争から救い、この戦争の中でエルサレムが破壊される事から世界を救う事ができるだろう、かくして恐らくエルサレムは国際的地位を持つ事になるだろう [4:60]。

手順に関しては——我々はロードス島に行かない、という立場をとる事ができると私は思う。彼 [ベルナドット] が我々の所へ来るだろう。(我々は、本人の言によるとベルナドット伯を最もよく知っているという国連における重要な友からアドバイスを受けたのであり、彼は我々にこう提案している。できる限り手順の問題における意見の違いに立ち入らず、事案 [そのもの] を主張し、どんな事があっても諦めない様にと。) 私もそう思う。しかし我々はこう言わねばならない。もし我々がロードス島へ行き、彼がカイロへ行くとすると——これは我々にとって適切ではない。もしアラブがロードス島へ来る用意があるなら——我々もロードス島へ来る用意がある。我々自身に関しては会談の用意があるが、もし我々が [ロードス島へ] 来てアラブが来なかったら、あなたがアラブの所へ行って我々の所へ来なかったら、我々の立場は大変不快なものになるだろうという事は理解して頂きたい、と [4:61]。

ここ [ベルナドット提案] では、停戦延長か停戦終了かについては片言隻語も言われていない。私はその事をこの様に見ている。もし本当に交渉が妥結するなら、停戦延長についての合意が要求されるであろう事は明白であり、交渉が妥結しないなら——彼 [ベルナドット] はすべき事がないと報告せねばならず、そうしてその厄介事<sup>(66)</sup>を安保理に差し戻すだろう。彼が予想するには、その後安保理が双方に向かって彼らに停戦を延長するよう命令するだろう、それ [安保理] は再びその問題に深く立ち入る事になり、その間に [安保理は]

停戦を継続せざるを得なくなり、停戦を破る者は侵略者と見なされるだろう。これは単なる考えにすぎず、これを確証をもって語ってはならないが、アメリカからこの方向性は絶えず継続されている。何故私はこれを言うのか。なぜならアラブは——私の意見では——停戦継続に関心があり、イギリスは停戦継続に関心があり、アメリカは停戦継続に関心があるからだ。ロシア〔ソ連〕は、私が思うには、この問題について我々が彼らに要請するであろう事、ユダヤ人にとってよい事をしてくれるだろうが、もしその問題を複雑にする一大事が勃発した場合は——恐らく別の立場をとるだろう〔4：61〕。

何故アラブは停戦を望んでいるのか？ なぜならアラブはこう考えているからだ。自分達は戦争中に我々〔イスラエル〕から打撃を蒙るだろう、そしてイギリスは彼らが望む通りには味方をしてくれないだろう、と。何故イギリスは彼らが望む程には彼らの味方をしないのだろうか？——彼らはイギリスに対するアメリカ世論の圧力の故だと懸念しており、イギリスが充分自分達の味方をしていないと強く主張している。カイロでの会談についての情報があるが、その会談でアッザームはイギリス人たちにこう言ったという。もし戦争が再開され、あなた方が我々を全力で助けなければ、全てのアラブ諸国政府は崩壊して私は消え去るだろうという事を知って頂きたいのだ、と〔4：61～62〕。

イギリスは停戦に関心がある。・・・もし停戦がなければ、同国はアラブを裏切るか、アメリカを気にせず精力的に彼らを支援するかせざるを得ないだろう。・・・アラブ諸国政府に資金援助を与えようとするイギリスのあらゆる種類の努力についての情報があるが・・・いつもイギリスは・・・その事がアメリカに知られないよう、世界と国連の世論に影響しないよう、〔アメリカからの〕ローンの見込みとマーシャル・プランに影響しないよう大いに恐れつつ資金を供与している。事態はこの様な状態に達した。〔すなわち〕イラク政府を資金的泥沼〔財政危機〕から出す為に〔イギリスは〕石油会社〔複数形〕<sup>(67)</sup>に2年間の支払いを四半期ずつの四回の支払いに分割するよう要請し、イラク

は40万ポンド受け取り、これは救いと考えられた。・・・彼らはトランスヨルダンにもドルを供与し、これも同様にトランスヨルダンの状況を救った。・・・彼ら〔イギリス〕はより実質的な援助をせざるを得なくなる事を望んでいない、これはアメリカと国連を恐れさせている〔からだ〕。彼ら〔イギリス〕はまた、もっと資金を供与する事は望んでいないし、〔アラブを〕裏切る必要性に直面する事も望んでいない〔4:62〕。

アメリカは戦争が再開される事を望んでおらず、同国もまた、自国が〔現在〕援助している以上に援助せねばならないだろうと考えており、停戦を11月の〔大統領〕選挙後まで引き延ばす事に関心がある。・・・彼ら〔アメリカ〕は戦争継続はソ連と東欧世界のあからさまな、またひそかな介入に益々つながるであろうと考えている。疑いなく、英米同盟がエレッツ・イスラエル問題の故に危機に至る事を望む人々もいる〔4:62～63〕。

私は、この件ではイギリスとアメリカは停戦を延長する事で意見が一致するだろうと考えている〔4:63〕。

ベングリオン首相はハイファへ出張せざるを得なかったため、ベルナドット提案についての彼の意見を書面で提出した〔4:63〕。〔以下その内容〕

1. 我々にとってはあと4～6週間の停戦が非常に望ましい（尤も私はその可能性に深刻な疑いを持っており、我々は日々戦闘の用意ができていなければならないのだが）〔4:63〕。
2. この様な事の為に、我々は伯爵の行動の迅速な打ち切りに関心がない〔4:63〕。
3. 伯爵の提案或いは suggestions [סוגסיות] ——それらは基本的に（知るか知らずか）ベヴィンの提案である〔4:63〕。
4. 我々の回答を遅らせよという我々の友人たちのアドバイスを受け入れる事は可能である——アラブに最初に回答させる為に〔4:63〕。
5. 全般に、一つ一つの提案について回答する必要はない。しかし我々は伯爵

に対し、(書面か口頭で) 次の事を曖昧に解釈されないよう決定的なやり方で明確にしておかねばならない [4: 63]。

- A. 我々はイスラエル国家の完全な主権に対する<sup>(68)</sup>いかなる侵害であれ、それが含まれるいかなる提案についても話し合わないだろう [4: 63]。
  - B. それは、アリヤーの諸事項に対するいかなる外部の干渉にも当てはまる [4: 63]。
  - C. それは、エルサレムを——いかなる形であれ——アラブ支配に委ねる事にも当てはまる [4: 63]。
6. 我々には——この段階では——他の領土的諸問題について彼と議論に入る義務はない、主権 [הריבונות] (とアリヤー) の問題について共通の土台がない限り。従って我々は、彼の<sup>(69)</sup>他の諸提案についての立場をとる [見解を表明する] 義務はない [4: 64]。
7. 主権 [הריבונות] の問題、アリヤーとエルサレムの問題についての我々の決定的な否定的回答について——明確にしておかねばならないのは、これらの提案の否定が他の諸提案への同意を意味しないという事である [4: 64]。
8. 我々はアラブとの直接会合の用意がある事を表明せねばならない [4: 64]。
9. ロードス島へ来る様にといい伯爵の招請を受け入れる事が望ましいかどうかは疑わしく思う。尤もこれを原則の問題にしてはならないのだが [4: 64]。[ベングリオンの書面での意見は以上]

ベントヴ [ベルナドット提案の] テキスト或いはその後の会話の中に、対外政策の協調とは何を意味するのかという事や、国連におけるメンバーシップについて何らかのコメントはあるのか [4: 64]。

シェルトク その様な事はなかったが、リードマンは次の様に説明しようとした。この書面の中の幾つかの事はその [書面の] 中に入れられたわけだが、幾つかの事は入れられなかった。専ら分かりやすくする為、或いは耳障りにならない様にする為だ。独立国家 [מדינה עצמאית] が残される事は明らかだったが、



アラブにとって耳障りにならない様にするため、それは言われなかったのだ、と [4:64]。

レヴィン 私はいずれかの新聞で、[ある] アラブ王国の使節と何らかの接触があったという事を読んだのだが、事実はどうなのか？ [4:64]

シェルトク ヤッフォにアラブ人新聞記者がいた。彼はラーマツラーの難民で、いずれかのルートでヤッフォにたどり着いたのであり、シトリト氏と [エリヤフ・] サソンが彼と会ったのだ [4:64]。

シャピラ 私はネゲヴとガリラヤは根本的な点で、エルサレムはそうではないと思うが、今は議論を行わない事を提案する。B)行わねばならない行動があり、これこそがロードス島への訪問である。私は、我々がロードス島を訪問する用意があるというシェルトク大臣の提案を支持する。もしアラブも訪問するのなら [4:64～65]。

グリュンバウム 私は伯爵との会合を、[何かを] 決定できるであろう事とは見なしていない。シェルトク氏が彼 [ベルナドット] の意見を聞く必要があるから、彼との会合があるだろうという事だ [4:65]。

ローゼンブルート 我々はこの件が話し合いの為に、国家評議会に持ち込まれるかどうかを決定せねばならない。もしそうなるなら——政府における事前の話し合いなくしてこれを行う事は不可能だ [4:65]。

ツイスリング 私は話し合われている件についての最終的意見は持っていないが、それら故にこの提案を斥けねばならない諸点については断固たる意見を持っている。そしてこれはシェルトク氏によって言及された二つの項目と、ベングリオン氏によって言及された三つ目の項目の故であるばかりではない。私の意見では、決定的な諸点はアブドゥッラー、ネゲヴ、ハイファであり・・・この回答或いは無回答は特定の解釈をされかねないと思う。従って私は、停戦継続によって我々には利益があるというベングリオン氏の宣言を受け入れ、あらゆる種類の戦略への用意がある [4:65]。

私は提案する。A) 次の様な宣言を公表すること。首相と他の政府メンバーたちの会合欠席によりベルナドット提案についての話し合いを日曜日に延期し、政府の結論を、伯爵との会合前に国家評議会に持ち込む事が決定された[という宣言を]。B) 仲介者に次の様に通告すること。提案の内容に鑑みると、彼との会合を暫定国家評議会会合の後以外に実現する事はできないだろう、と。我々がロードス島へ行くか、仲介者がここへ来るかという問題については——私はシェルトク氏の提案を受け入れる。C) 我々は今日にでも、戦争に備えての、[つまり] 停戦が中断した場合に備えての我々の準備の強化についての宣言を政府名で公表しよう [4: 65 ~ 66]。

もし我々が仲介者の諸提案とそれらについての回答を公表しない事が義務づけられていたとしても、それにもかかわらず多分我々は、提案に対しては否定的な態度が存在する、と新聞で宣言する事はできるだろう [4: 66]。

ベントヴ 私はシャピラ氏の提案を支持する用意がある。もしも明確化と結論まで、ある諸項目の却下が別の諸項目の却下より重要であるかの様に解釈される恐れのあるいかなる事も外相が発言しないなら [4: 66]。

シェルトク ベルナドットとの会合まで私には言うべき事はないし、何も言うつもりはない [4: 66]。

カプラン 話し合いを次の会合に送る事に賛成の人は？

3: 5で、仲介者提案についての話し合いを次の会合へ送る事が決定された [4: 66]。

レヴィン 我々はいかなる事も公表してはならず、我々がこの問題を国家評議会に持ち込むであろうという事が義務づけられてはならない、という決定を採択せねばならない [4: 66]。

シェルトク この事を国家評議会に持ち込むか持ち込まないかの問題は、本件の公表か非公表かという問題である。我々が相手にしているのは、より大きく

より不安定な組織体、その中には検閲に反して、また指示等に反して、物事が公表される事に民族的な希望を見ている派閥が存在する組織体だ。私がベルナドットに会う前、また我々がベルナドットに回答する前の〔段階での〕暫定国家評議会における話し合いの提案は、我々が彼と会談する前にそれらの事を公表することを意味し、これこそ我々が義務を負った事と矛盾する。私は、我々がベルナドットと話す前の〔段階での〕国家評議会における話し合いはないだろうと思う。我々は国家評議会に対して、いかなる件についてもそれ〔国家評議会〕の決議の前に我々が決定する事はないだろう、と約束できる。もしも政府に政治を営んで欲しいと評議会が望むなら、我々は行動しており、〔これからも〕行動するであろうという事をそれ〔国家評議会〕は知らねばならない〔4：66～67〕。

ベントヴ 明確化の後、我々はこの問題を暫定国家評議会に持ち込むか持ち込まないかを決定しよう〔4：67〕。

グリェンバウム 我々が非公表を守れないだろうという事を私は些かも疑わない。もし我々が何かを救いたかったら、明日の為に召集された暫定国家評議会会合を延期せねばならない。なぜなら質疑があるだろうし、事の運びに圧力がかかるだろうから〔4：67〕。

カプラン 話し合いを締め括る日時として我々の前には三つの提案がある。日曜か、金曜午前か、明日（木曜）の午後に暫定国家評議会の代わりに行うか、というものだ〔4：67〕。

シェルトク 日曜は7月4日であり、会談日時の設定は完全には我々の思い通りにならない。我々の話し合いを延期できるのは明日か明後日のみだ〔4：67〕。

カプラン 会合日時について投票しよう〔4：67〕。

1：3：6で、臨時政府会合を1948年7月2日金曜日朝10時に行う事が決定さ

れた [4:67]。

グリェンバウム 政府メンバーはこの問題について自らの党の中央とも話し合わないだろう、と私は理解している [4:67]。

カプラン 会合日時についての我々の決定は、もし協議をもっと早い日時にせざるを得なくする情報をシェルトク氏が得ても我々がそれを実現しないだろう、という事を意味するわけではない [4:68]。

私はグリェンバウム氏の発言を繰り返したい。いかなる人間をもその情報にあずからせる事は禁じられている、という事を銘記しよう [4:68]。

[シャピラ発言省略 4:68]

カプラン ……ツイスリング氏が、話し合いを今日から金曜日に移した事についての声明を我々が公表するよう提案している [4:68]。6票で、話し合いの移行についての声明を公表する事が決定された [4:68]。

質疑を防ぐ為に明日の評議会会合を延期する、というグリェンバウム氏の提案がある [4:68]。

シャレフ 政府には評議会会合を延期する権限がない [4:68]。

ツイスリング 私は政府が評議会を、自ら [政府] の内部と同然に扱う事に同意しない [4:68]。

カプラン 投票しよう [4:68]。

反対3票の多数派で、評議会会合を延期しない事が決定された [4:68]。

我々が仲介者のもとに訪ねて行くか、仲介者が我々のもとに訪ねて来るかという問題については、我々はシェルトク氏の提案の様でよいと思うが、我々に対しても相手方に対しても同一のやり方があるべきで、シェルトク氏はこの事についての宣言を起草するだろう [4:68]。 2 / 3 頁削除 [4:69]

⑤ [タイトル・内容共に削除]

⑥ アリヤーの諸事項についての提案をめぐる票決

シャピラ 前の会合におけるツイスリング氏の提案〔6月27日閣議の議題⑤の議事録にある（4：31～32）〕に対して私はこう言わねばならない。人々がキャンプから逃亡しているので、人々が逃亡しない様に強化された監視の必要があるが、もし我々が人々を50～100人の集団で農業入植地に移す事に同意するなら、彼らに対するあらゆる管理が無駄になるだろう。もし停戦が続くなら——我々は、我々が国連に対して引き受けてきた義務に抵抗する為には何をせねばならないかを話し合う必要があるだろう。移民省における当該事項の担当者たちの意見では、ツイスリング氏の提案は遂行不可能だ〔4：69〕。

カプラン ツイスリング氏の提案の第一項を取り上げよう。「現在訓練されてはならない動員年齢の全ての移民は、農業共同体内部の50～100人のキャンプへ送られるだろう。」——〔4：70〕

移民相・外相・農業相の三閣僚の委員会がこの提案が遂行可能かを話し合うだろうが、もし満場一致で結論に達するなら彼らに最終決定の権限がある〔4：70〕。

我々はツイスリング氏の提案の第二項に移ろう。「船舶の購入や借り入れの為に様々なヨーロッパ諸国へ使節が派遣されるだろう」〔4：70〕。

シャピラ ……船舶の借り入れに関しては、我々は全ての努力を行っており、我々は1200人乗りの船をあと一隻獲得できるだろう。昨日、船舶の借り入れを扱う為に特使がヨーロッパへ発った〔4：70〕。

ツイスリング 私はその回答に満足しない。……船舶の事項一般の為に委員会が選出された。私は我々が船舶不足の為に、日毎にヨーロッパからの更なるアリエーの可能性を失っているという政治的状況について話した〔4：70〕。

カプラン 自らの省が船舶の問題を扱うという移民相の宣言と、特別な使節がこの問題を扱う為に出かけるというツイスリング大臣の提案がある〔4：70〕。

3：1で、最近彼の省〔移民省〕によってこの件についてなされた特別な行動

についての移民相の宣言に留意して記録する事を決定する [4:70]。「アメリカの我々の友人たちに向かって、資金不足の故にこの地へユダヤ人を移住させる事が妨げられていると知らせること」を決定する [4:71]。

カプラン 資金の配分に関してだが——財務当局はその行動の為に25万ドルを割り当てたが、もしツイスリング大臣がその様に主張しているなら、我々は「移民相の要求通りの船舶購入の為に15万リラを直ちに割り当てる」という彼の提案について投票しよう [4:71]。

ツイスリング 我々は移民相の計画を受け入れたのだから、最後まで彼の要求をも受け入れる義務がある。国防の諸事項の為に我々が特別資金を割り当てているのと同様に、アリヤーの領域でも我々を行わねばならない。・・・[4:71]

カプラン 私は特別な決定を不必要な重荷と見ている [4:71]。

4:4で、[ツイスリングの] その提案は斥けられる [4:71]。

グリュンバウム もし予算についての話し合いが7月半ばまでに終えられなかったら——我々の会合でこの問題に戻ろう [4:71]。

#### ⑦ 予算の諸問題

カプラン 政府メンバーたちは今まで予算書類を提出しなかった。国家評議会は、7月1日に向けて予算案を提出せねばならないと決定した。我々は今、あと一か月、承認された予算のないまま続行する権限を要請せねばならない [4:71]。

ツイスリング その間、給料支払いの為のみならず仕事の必要性の為に資金の心配をせねばならない [4:71]。

ベントヴ 二年分の予算があり、国防の為に特別予算がある。今特別な問題は

労働への動員であり、これの為に予算が必要だ [4:71]。

カプラン それも資金委員会を通じての事だ [4:72]。

政府はあと一か月間（1948年7月31日まで）について、特別予算なくして資金を拠出する権限を国家評議会に要請する事についての蔵相の宣言を、自らの前に書き留めた [4:72]。

#### ⑧ 外国通貨への監視

外国通貨への監視を課すという提案の中で要請されている権限を承認する [4:72]。[省略4:72]

#### ⑨ 外国臣民<sup>(70)</sup>の登録

ベントヴ 最後のイギリス人たちがこの地を去った後、我々は、全ての外国人、非ユダヤ人は登録されねばならないという命令を公表せねばならない。・・・ [彼らが] 登録された後、適切と見なされる人々とどまる許可が与えられるだろう [4:73]。

カプラン 私は内相・法相・外相の三閣僚に、この問題についての提案を我々に持って来るよう委ねる事を提案する [4:73]。

グリェンバウム ベントヴ大臣は完璧 [主義的] な要求をしている。エレッツ・イスラエルには約30万人の外国臣民のユダヤ人がいるが、彼らは登録される必要があるのだろうか。（ベントヴ 彼らの事を言いたかったのではない。）私はカプラン大臣の提案に同意する [4:73]。

シェルトク ベントヴ大臣は正しく、グリェンバウム大臣も正しい。我々は、11月29日 [国連分割] 決議で定められた原則に同意する。[すなわち] エレッツ・イスラエルに居住する全てのユダヤ人は国の臣民であり、これは自動的にそうなるが、彼らが前の国籍を保持する事を選ぶかどうかを [当局に] 通知する選択肢が、一定期間中彼らに与えられる。その事は表明されねばならず、つまり [前の国籍を] 選ばないと決める人々だけがイスラエル国家の臣民たるべく登

録される事になる [4:73]。

ベントヴ 私が話したのは非ユダヤ人についてだったのだが。その事案にふさわしい法的な形を見出す必要がある。ここでは我々は原則的決定を採択し、詳細の決定は委員会に委ねよう [4:73]。

カプラン 我々の前には二つの提案がある。A) 問題全体を外相・法相・内相から構成される委員会に移管し、委員会が提案を持って来る。B) 政府が原則に関わる決定を行い、詳細の掘り起こしは委員会の担当とする [4:73～74]。

5:1で提案A) が採択された [4:74]。

#### ⑪ 安息日における電車の運行

レヴィン 我々は今日、安息日に電車を運行させてはならないという項目について話し合うのだろうか? [4:74]

ローゼンブルート 安息日におけるハイファ港での労働とハイファからキルヤト・モツキン [קרית-מוצקין] への電車についての電報が受け取られた。宗教相であった方 [フィシュマン] がそれから私の省に私を訪ねて来て、この件について運輸省からの情報を私に要請したが、私はいまだに何の情報も受け取っていない [4:74]。

カプラン [彼らは] 政府における明確化とその決定までは、安息日にキルヤト・モツキン行きの電車を走らせない様にと提案している [4:74]。

5:1でその提案は採択された [4:74]。

#### ⑪ 近隣諸国の人々の財産

カプラン 近隣諸国の臣民が、ハイファからアンマン及び他の [様々な] 場所へ莫大な金額を移している。我々は金銭が持ち出されないよう、我々自身を守る事を余儀なくされている [4:74]。

ローゼンブルート その問題は、彼らを敵と宣言する事なく、既に現行法の範



困で解決された。蔵相の権限で本件についての諸規則 [תקנות] を制定する必要がある [4:74]。

規則の起草は蔵相と法相に委ねられた [4:74]。 閉会

(2) 1948年7月2日 暫定政府の臨時会合（欠席：フィシュマン [辞任]、  
レメズ [外国]）

① 質疑

グリェンバウム レヴィンベルク博士は、アルタレナ号と関係して投獄された人々を取り調べる裁判官に任命された人だが、昨日我々との会合で次の様に話した。自分は取り調べの仕事を終える事ができない、なぜなら自分は一部の被拘禁者に到達できないからだ、と [4:76]。

取り調べに引き渡されなかった被拘禁者たちがまだいる、という事を国防相は関知しているか。・・・ [4:76]

ローゼンブルート 私はその質問に全般的には答えられない。・・・ [省略  
4:76]

・・・レヴィンベルク博士は様々な方面から、軍によって隠されている被拘禁者たちがまだいると聞いている。その事が正しいのかどうか私は確信がないが、彼らの一部は軍からの脱走、或いはそれに似た事故に拘束されている事があり得る。しかし事実として、この状況は世論を激昂させているのであり、その鎮静化を見出す事が不可欠である [4:76～77]。

[先の] 質問は、アルタレナ号に関連する更なる被拘禁者たちについて国防相が関知しているか、というものだ。これは私の関心を引く質問である [4:77]。

バングリオン 私が関知しているのは、アルタレナ号事件に関わった二人の人物と、この事件に関係ない一人の人物——ヒレル・クック<sup>(71)</sup>——についてで

ある。彼は公式に拘禁されたのであり、彼の逮捕についての命令が暫く前に出されたが、今まで彼は逃げ隠れる事に成功していたのだった。・・・ベギンの司令部からあと二人が拘禁されている。[ヤアコヴ・] メリドールとツォルだ。・・・[4:77]

私は残りの閣僚たちに、質疑を別の会合に延期する事をお願いしよう。というのも、それらは我々の時間を奪いそうだからだ。正式には私は質疑を延期する事はできない、なぜなら質疑についての規則の条項は、定例会合においてのみ質疑を出す事ができるとは規定していないからだ [4:77]。

グリェンバウム まだ拘禁されている状態にある人々に接見する可能性が・・・レヴィンベルク博士に与えられるのだろうか [4:77]。

ベングリオン あなたが聞いた通り——可能性は与えられるだろう。法相はこれを可能にする為に被拘禁者のリストを要求したのだ [4:77]。

### 質疑を次会合に延期する事を決定する

#### ② 仲介者の提案

シェルトク 国連諸機関を代弁して、私が前の会合で報告した事柄の上に付け加える情報を私は持たない。確かに私は昨日エルサレムにおり、ベルナドットは夕方エルサレムに到着したが、私の訪問は彼の訪問と何ら関係はなく、私は彼に会わなかったし会う意図もなかった。・・・[4:78]。

[一段落省略 4:78]

ベルナドットの訪問は、いかなる面でも彼の政治的計画には関係がなく、エルサレムにおける停戦に関するいまだに張りつめた諸問題に関係している。[その諸問題とは]A) スコーパス山の問題、B) 水の問題、C) そして恐らく西の壁 [嘆きの壁] へのアクセスの問題も、である。[バーナード・] ジョゼフ氏<sup>(72)</sup>は昨夜彼に会ったはずだ。まだ私はこの会談についての情報を受け取っていない [4:78]。

根本的な問題について。私は仲介者に、我々の会合の後、ここでの彼の連絡担当官を通じてこう知らせた。彼のこれらの提案について我々が多くの語るべき事を持つ事は明らかであり、原則的な観点からすると我々はこれをロードス島で語る用意がある、と。しかし我々はアラブが行く場合にのみロードス島へ行く事に同意するだろうし、今のところ我々は我々の回答を公表しないだろう。なぜなら、もし我々が彼の所へ来ても彼がアラブの所へ行くなれば、これは我々にとっても彼にとっても快くない状況であろうからである。我々は彼の提案について否定的な回答を公表する最初の者にはならず、この「権利」を相手方に残すだろう。新聞各紙によるとアラブはその諸提案を斥けており、ロードス島へ行く事を望んでいない。そうこうするうちに、レイク・サクセスと他の場所にいる我々の友人たちも、我々がこの件で最初に拳を固めないよう我々に忠告した [4: 78 ~ 79]。

私は昨夜行われた会合 [6月30日閣議を指すと思われ、その場合は一昨日である] への議長 [ベングリオン] の手紙に、幾つかの注釈を付けよう。私の印象では、その会合は全般的にこの手紙において提案された路線を受け入れたのであり、その路線のうちのある諸部分は、その手紙を読み上げるところに我々が行き着く前に [既に] 私の報告に含まれていた (エルサレム問題等の様に)。これらの事は私の直接的な回答として言われたもので、私はそれらを報告書の中で報告した。私は・・・我々が停戦の継続に関心があるという事を受け入れる。私のエルサレム訪問は、私の中でこの前提を大変強めた。軍の感情と、特に町 [エルサレム] の感情も。この様な事の故にベングリオンは、ベルナドットの特定の提案に対する全ての否定的感情にもかかわらず、我々が彼との糸を切らず・・・交渉の中断に持ち込まないようにと提案しているのである [4: 79]。

この件について幾つかの事を言おう。A) 私には我々が交渉打ち切りから守られ得るかどうかわからない。私はこれを恐れてはいない。もし我々がベルナ

ドットに、我々がそうする義務がある通り、彼の提案の中のこれこれは交渉の土台としていかなる考慮にも入らないと通告するなら、彼はこれを實際上、否定的回答と受け取るだろう。彼にとってこれらの事は根本的であって副次的ではないのだと私は想定する。しかしこれと共に、第二のコメントとして、私はこの様な事の中に停戦 [שביתת הנשק] への危険を見ていない、と語らねばならない。どこまで私の感覚が正しいのか分からないが、私はこう確信している。[彼らが] ベルナドットから彼の努力の失敗について知らせる報告書を受け取る事になったとして、その後でさえも安保理は双方に停戦を継続し、安保理にその問題を解決する事を許すよう命じる決議を採択するだろうと。[彼らが] 時限を設定する事もあり得るし、設定しない事もあり得る。これは私にも分からない。8月には安保理は休会する。9月には [国連] 総会が開催される [4: 79]。

私はこの結論に達し、幾人かの同僚と協議した。それは私が電報を受け取る前の事であったが、その電報の中にはこの推測の裏付けがあったのである。私の推測は以下の諸前提に基づいている。[すなわち] イギリスもアメリカも停戦継続に関心がある——ひとえに次の諸理由からだ。イギリスが停戦継続に関心があるのは、戦争継続が同国を難しい選択 [複数形] に直面させそうであり、同国はそれらを回避する事に関心があるからである。戦争継続は同国を次の選択肢に直面させるだろう。彼らの戦争においてアラブを全力で支援するか・・・・それともアラブを裏切るか。その二つの選択肢は同国にとって望ましくない。カイロにおけるアッザーム・パシャとイギリス代表の会談については我々に知られているが、その中でアッザームは [自分達が] 強い側であると見せかける路線をとった。彼はユダヤ人の兵力についての全ての話は誇張されており、彼ら [ユダヤ人] は多くの武器を持っておらず彼らの人的資源は限られている、と主張した。アラブのマンパワーが無尽蔵である限り、又もし援助を受けるなら [自分達アラブは] ユダヤ人に、百年かかってもそこから回復しな

いであろう人的打撃を与える事ができよう。・・・[4:79～80]

アラブは、自分達は充分な援助を受けて来なかったと主張した。彼らは武器と弾薬を受け取らざるを得ず、イギリスはこれにおいて彼らを援助せざるを得ない。もしイギリス側からのこの様な援助が来ないなら——・・・全てのアラブ諸国政府は倒れるだろう。・・・イギリスにとってはアッザーム・パシャの提案する道を行く事は容易ではない。我々は知っている。[イギリスが] どれ程の困難をもってアラブ諸国に対し、彼らが要求する正にその最小限の資金援助を何とか提供してきたか、そしてその事がアメリカや国連に知られるかも知れないと [イギリスが] 恐れつついかにこれを行ったかを。[イギリスが] この問題の辻褄を合わせる為に、自らに対していかにあらゆる種類のフィクションを要求したかを [4:80]。

イギリスの経済状況は皆さんもご存じである。マーシャル・プランから [同国が] 受け取ってきた援助とは別に—— [同国は] 新たなローンを要求するつもりである。アメリカ世論に対する [イギリスの] 神経質さは次第に増しつつある。この問題について送られた二通の書簡が我々には知られている。ベヴィン宛てのワシントン駐箚イギリス大使の書簡と、國務省宛てのダグラス [大使]<sup>(73)</sup>の書簡である。イギリス大使の書簡は（[それが] 受け取られた場所であるロンドンから我々が受け取った情報によると）[イギリス] 外務省に、次の事を思い出させ警告していた。これは [アメリカ大統領] 選挙戦の問題だと [彼らが] 考えぬよう、そうではなくこれは [アメリカ] 社会の立場 [の問題] なのだ。共同体に根ざす特定の社会的態度があり、イギリスは [自国が] アメリカにおいて持っているあらゆる問題において、それ [その社会的態度] にぶつかるだろうと。ワシントン宛てのダグラスの書簡では（[それが] 受け取られた場所であるワシントンから受け取られた我々の情報によると）、ベヴィンの立場は全般的に、そしてこの問題においても掘り崩されている、という様な事が語られている。次第に深刻化する経済状況は危機を引き起こしてお

り、ベヴィンはこれを考慮せざるを得ない。私はその事を確証がある事として言っているのではなく、ダグラスがこの様に書いたという事実を指摘しているのである。イギリスにとっては、アラブへの露骨で精力的な援助に出る——その事はアメリカにおける自国の状態を深刻化させ、少なからず危うくする事を意味するのであり、同国はこれに関心はないだろう。[他方イギリスが] アラブが新たな戦争に出る時にアラブを裏切る・・・事に関心がないのも確かである。故に同国にとって最善の出口は戦争がない事なのである。・・・[4：80～81] [二段落省略4：81]

アメリカに関しては状況はこの様である。国務省は、戦争再開はアメリカ合衆国政府を、よりあからさまにユダヤ人側に立つ戦争へと引きずるだろうと理解している。これは——アラブに敵対する立場という事である。[アメリカは] いかなる面でもこれを欲しない。アラブに敵対する戦争に引きずられるであろう理由は主に、彼らが今選挙前夜の時期にあり、民主党側にも共和党側にもユダヤ人問題に対する神経質さがあるからだ。トルーマンは国務省の意見に反して、マクドナルド<sup>(74)</sup>をイスラエル国家へ送るという意見を主張した。・・・トルーマンは更に先へ行かざるを得ず、イスラエル国家に法的承認を与える事について彼の友たちと話しているのである。・・・[4：82]

ローンの問題が存在する。我々が戦争している時に我々にローンを与える事は、政治的には、それによってアラブに敵対する戦争を融資するローンを意味する。彼ら[トランスヨルダン]がいかなる承認も受けなかった一方、我々[イスラエル]が事実上の承認を受けた事について、アメリカ合衆国政府宛てのトランスヨルダン政府の抗議の覚書がある。もし我々が法的承認を受けたら——抗議はもっと大きくなるだろう。アメリカは疑いなく・・・この問題へのロシア[ソ連]のより実質的な関与を恐れている。・・・彼らは全般に我々が東[側陣営]から武器を受け取っている事を知っており、私はその事を彼らに明確に言った。[彼らが] 何故[自分達は] 武器を与える用意がないのかを私に言っ

た時、私は言った。あなた方は我々にとってこの武器が生死の問題であり、我々は我々がそうできるであろう場所で〔武器を〕獲得するだろう<sup>(75)</sup>という事を理解せねばならない、と。・・・もし戦争が再開されれば——我々の東〔側陣営〕との結び付きはもっともっと強化されるだろう<sup>(76)</sup>〔4：82〕。

アメリカが欲していない第三の事は自国とイギリスの関係の悪化であり、それは戦争再開によって増幅されそうである。アメリカがユダヤ人の為に何かをする事を余儀なくされるであろう一方、イギリスはアラブと結び付く。〔アメリカ〕世論はイギリスに対して抵抗し続け、ローンは大きな困難にぶつかり、これはロシア〔ソ連〕に対するアングロサクソン戦線を破壊しかねない。故に彼らにとっての〔唯一の〕良い出口は停戦の継続なのである〔4：83〕。

私は今電報を受け取ったが、その中ではこう言われている。ワシントンにおける我々の情報によれば、イギリスは（そしてもしこの様に私が読むとすれば——アメリカは）、停戦〔שביתת הנשק〕が失敗した場合には（ベルナドットの交渉〔の失敗〕を指している）国連憲章第7章を作動させる事に同意した、と。この章は侵略国に対する介入と制裁を言っている。つまり停戦の継続を命じ、聞かない者は罰せられるであろうと通告するという事である。様々な制裁がある。もしその国民が国連加盟国なら——国連加盟国として行動していないと警告する事ができる。もし警告を聞かなければ——その国を国連から出す事を要求できる。経済制裁もあり、当該地への軍の派遣を可能にする制裁もある〔4：83〕。

私の想定は、我々は安保理の多数派による・・・停戦〔שביתת הנשק〕に直面するだろう、というものである。これに反対があるだろうと私は想定しない。ロシア〔ソ連〕はかつても停戦〔שביתת הנשק〕に反対票を投じなかった。同国は単に停戦〔שביתת הנשק〕が続く事は我々にとって災いになると聞くだけだろうし、我々にこう明言したのである。これらの問題については〔自分達は〕拒否権を行使しないだろうと。國務省の立場に関しては、その側には疑いな

く、ユダヤ票から解放される為に11月の〔大統領選挙の〕後までその件を延期したいという願望がある。その後は〔彼らは〕自由に行動できるだろう。その間にアメリカ人たちは我々にこう言うのである。自分達は国連に対する自らの立場を強化する為に我が国〔イスラエル〕への追加の承認を獲得する事に大変関心がある・・・と。・・・〔4：83～84〕。

私はワシントンから私が受け取った電報を読み上げよう〔4：84〕。

「最近レバノンとエジプトがイギリスに書簡を送り、指示〔הורחה〕を要請した。イギリスは直ちに書簡のテキストを国務省へ転送し、共同で行動する事を提案した。国務省は助言を与える事を拒否し、次の計画の枠組み内でイギリスと共に行動する用意があると通告した。A)〔領土的に〕連続的な（コンパクトな）イスラエル国家が樹立され承認されねばならない（これの中に国境線の検討への示唆がある、と〔電報の〕書き手は付け加えている）、B) アメリカとイギリスは住民交換に同意するだろう（コンパクトな国家の意味は——アラブが除去された諸部分〔חלקים שפוננו מערבים〕はこれ〔この国家〕に含まれ、もしこれの外に残される諸部分があるなら——それらはアラブ人国家を構成するだろう、という事であると私は説明する）、C) イスラエルとトランスヨルダンの間の関税連合の樹立を加速すること、D) 中東へのソヴェトの浸透に対する盾としてのイスラエルへの支持。」〔4：84〕。

書簡の途中には、もし停戦が失敗したら国連憲章第7章に従って行動する必要がある事にイギリスは同意した、という情報があった〔4：84〕。〔一段落省略4：84〕

アメリカは、緊急の重要性を持つ問題についての9月の〔国連〕総会の前に他の諸国によるイスラエル承認を見込んでおり、アメリカの立場は追加の承認によって大いに強化されるだろう〔4：84〕。

結論。既に我々は、アラブがロードス島へ行く場合にのみ我々もその様な用意があるだろうと通告した。我々はアラブの回答に関する状況、〔つまり彼ら



が] 通告してきたのか否かを問い合わせるだろう。我々にはベルナドットに対していかなる通告の義務もないし、今のところ通告すべき事もない。彼と会う事が明らかになった時に——我々は彼の提案を一項一項実際に検討するだろう。我々は次の様に語るだろう。主権 [ריבונות] のいかなる制限も考慮に入らず、アリヤーのいかなる制限も考慮に入らず、アラブ人エルサレムは考慮に入らないだろう（その事が意味するのは——エルサレムにおける戦争である。この事はエルサレムを破壊する事につながり得るが、それをアラブに引き渡す事を防ぐだろう）と。他の諸条項と自由港（空港と海港）については、否定的な検討があるだろう。我々は一般的に、我々とアラブの間に体制 [משטר, 両者の間におかれるレジーム] を課す事に反対するが、これは我々と彼らの間だけの交渉の問題である [4: 84 ~ 85]。

彼 [ベルナドット] との会談では、停戦継続の場合のアリヤー問題をも提起せねばならない。彼に対して我々は三つの問題を持っている。A) 様々な政府は、彼らに向かって協力を要請した後に、どの様にアリヤー問題を解釈しているか。スイスでは18~55才のユダヤ人がエレッツ・イスラエルに向けて出国する事が禁止された。その件を行きすぎて解釈した政府はまだ他にもある。我々がこれを克服しているという事は重要ではなく——重要な事は、支障が起こり、幾つかの場所では麻痺があるという事である。B) ・ ・ ・ベルナドットは動員年齢の人々の一定数を移住させる事に同意しているが、イギリスはこれにいかなる面でも同意していない。C) アリヤーに関して、軍年齢の人々の運命は未婚の状態をつくり出すだろう。もし停戦が続き、人々が [連合国の] 勝利後に建てられた収容キャンプに数年間いて、その後キプロスのキャンプにいて、この地に来ると同時に停戦が続く限り無期限に再び収容キャンプにいる事になれば [未婚になる]。逃亡が起きるのも理解できるし、そうなれば [彼らは] 我々が停戦を破ったと主張するだろう。故に、我々はこれらの条件への [対応の] 用意はないと最初から語った方がよい。これは軍年齢の人々を我々がこの

地に入れる事ができないという状況につながり得るのであり、これは深刻な問題だが、停戦が続く場合我々はこの地のキャンプの問題を突破する事を試みざるを得ない。(ベントヴ 彼らを動員できるだろうという、こういう意味で突破する事を提案しているのか?) 我々は彼らを軍に動員しない事が義務づけられるだろう。だが[一方]彼らを警備員の下、キャンプの中で強化する事——これは不可能な事だ [4: 85 ~ 86]。

ベルンシュタイン 私の意見では、この段階の交渉における我々の出発点は停戦が続くべく努力する事でなければならない。我々が停戦を必要とするのはエルサレムの故ばかりではなく、他の国内的諸理由の故でもない。戦争継続による追加の勝利は我々にとって多くを付け加えないであろうからであり、[他方]敗北は際限なく損失を長引かせそうだからである。この様な事ゆえに、我々は停戦継続に関心があるという全体的な意見が支配的なのである [4: 86]。

ここから次の事が出て来る。A) 我々は彼の提案の詳細の話し合いに入る余地をまだ見ておらず、今のところ幾つかの一般的な事柄を確認しておく。第一に、これらの提案は多くの点で[1947年]11月決議<sup>(77)</sup>に劣っているが、それ[11月決議]は平和解決につながるであろうという希望のもと、我々が大きな放棄[複数形]をした後受諾したものである。これらの決議を軍事力で撤廃しようという試みがなされて一定の結果を伴った後、新たな諸提案[ベルナドット提案]がこの事実や軍事的獲得を考慮しなかったのは我々にとって説明しがたいのだ。基本的に我々がこの様に主張するのは、[11月]決議が・・・軍事的侵食の場合に国の生存を保障しないという状況に照らしての事なのである。B) 前述の事は主にエルサレムとそれに結び付いている所に当てはまる。私は[次の様な]結論を出す事に賛成だ。エルサレムとそれへの回廊はイスラエル国家と結合せねばならない。そして我々が今しがた聞いた、国家はコンパクトでなければならぬとし、かつヤッフォ・アッコ・西ガリラヤに関する、そして同様にネゲヴに関する結論を伴う文面に従えば——これらの事項については[彼

らは] 11月決議との関連で重要な諸修正を行わねばならない [4: 86～87]。

今、我々がどの程度ベルナドット提案（それは実際にはイギリス [提案] だ）の方向に行く用意があるのかが問われているが、それ [実質的にイギリスの提案に等しいベルナドット提案] の意図は次の様である。[すなわち] 中東におけるイギリスの掌握を、他のアラブ諸国ではなくアブドゥッラーに課し、これと共にアブドゥッラーの強化の金銭的重荷から解放されてヘブライ国家に重荷を課す事である。これこそが本質的に提案の内容なのである [4: 87]。

私は、この件について我々が肯定的な言葉を言う事（アブドゥッラーとの関係に関して）に賛成であり、具体的に言うところなる。我々はアブドゥッラーとの全ての関係に反対なのではない、と我々は語るだろう。確かに連邦 [יניון] の形態には程遠いが、我々はこの国との何らかの連合 [ברית] を実現させる事はできる。経済的領域では、我々はベルナドットが提案する例に従って civil union [סיויל יניון] への用意がある。その事が意味するのは収入の分割ではなく、単一の関税である [関税 (customs)・消費税や物品税 (excise) 等を個別の税率に従って徴収し、事後に連邦構成メンバー間でその収入を比例配分するのではなく、最初から両者共通の税率を設定するという意であろう]。我々は道路と鉄道に関して合意に達する用意があり、かくしてトランスヨルダンにイスラエル通貨に参入する事を許す用意がある。我々は我々の完全な独立を守っているが、それと共に最初からその件 [完全な独立] を延期するのを助けるであろうステップはどんなものでもとる。と言うのもイギリスは国境線問題よりこの事に関心を持っているからだ [4: 87]。アリヤーの問題は、我々にあっては主権 [ריבונות] <sup>(78)</sup> の侵害はあってはならぬという原則に由来する [4: 87]。

ベングリオン 私が文書で報告した事柄に、私は一つだけ付け加えねばならないだろう。我々にとって停戦が望ましいとしても——これはそれ [停戦] が続く事が不可欠だという事ではない。たとえ停戦が続いても、我々が望む通りに事柄が展開するとは限らない。我々はアラブの軍事力のみならず、イギリスの

政治能力と同国のアメリカへの影響力を見くびってはならない。まだ我々はアメリカ戦線についてはそんなに確信が持てない [4: 87 ~ 88]。

これらの紆余曲折の後、私の意見では何が我々にとって望ましいのか、いかに我々は準備すべきかを我々は語らねばならない。何よりもまず我々は、いつでも、できる限り戦争の用意ができていなければならない。もし我々があと4週間停戦を持つなら、我々は立つ [持ちこたえる] 事ができるだろうと私には思われる。彼ら [アラブ] が大国からあからさまな軍事的支援を受ければ別だが。しかしこの様な事が起こらなければ、あと4~6週間で我々は全アラブ諸国に対して決定的に持ちこたえられ、彼らを制圧できる程に戦闘の用意ができていだろうと私には思われる。・・・ [4: 88]

海の問題は、特に戦闘が長い期間続くなら、この戦闘の中で大きな（決定的な、とは言わないまでも）役割を果たしそうである。アリヤーは安泰ではなく、全ての移民が危険にさらされねばならない。アラブは移民船を沈めるのをためらわないだろう。彼らがエルサレムを爆撃して（ヒトラーも戦争中に行わなかった事だ）エルサレムの新市街と旧市街のシナゴグを破壊した事について、誰も彼らを非難しないのだから [4: 88]。

海における我々の軍事力は、アリヤーの観点からのみならず戦争の観点からも死活的な問題だ。我々の敵の困難の一つは輸送ラインにある。トランスヨルダンにとってこれは「アキレス腱」だ。エジプトは海に輸送ラインを持っている。同国は人々と軍を送る事ができ、我々を海から攻撃する事ができる。同国はテルアヴィヴとハイファを爆撃する事ができ、反撃力もなく我々はこの地域における盾を欠いてしまうだろう。困難は武器の獲得にある、なぜなら海では船の動きに影響されない特別の海上用大砲が必要だからだ。しかし再び私はこう強調する。私に思われるところによれば、我々は4~6週間で、持ちこたえられる程装備を整える事ができよう。確かにこれを完全な確信を持って語る事はできないし、これらの事柄について完全な確信を持っている人は無責任であ

る。しかし初めに予見できる程度において我々は成功裡に持ちこたえ、トランスヨルダン、レバノン、シリアを完全に制圧できるだろう。エジプトを我々が征服する事はないだろうが、同国は孤立し続け、戦う事は難しいだろう [4: 88 ~ 89]。

私はベルンシュタイン氏の意見に同意しないし、和平会談によって理にかなう何かを我々が達成するだろうとは信じない。もし戦争がなかったなら、そして11月29日に決定されたものを我々に与える力が国連にあったなら、国連の完全な支持と共に——我々はこれを受け取っていただろうし、これは非常に大きな事だったろう。しかしその事を遂行するには諸国民には力も意志も欠けている事が判明する、という事が起こった。我々に対して戦争が布告された。戦争の最中に幾つかの点が明らかにされたが、それらは我々が最初から見る事ができたが今や誰でも目で見える事である。ユダヤ人エルサレム——それは殆ど実体がない。それは完全に麻痺している。それは国際レジームの中で理論的には実体を持ち得る。しかし我々は国際レジームの力がどの様なものかを思い知った。・・・もしアラブが旧市街を制圧した様に新市街を制圧したとしても——彼らに対して何もなされないだろう。我々はこの状態から目をそらす事はできない。我々は第二の問題、つまりそれ全体が一つのブロックであるネゲヴ以外、我々の地が狭い諸地帯から構成されているという第二の問題から目をそらす事はできない。我々はこれらの地帯における足場を強化してきたのである。・・・国境線の改善の為に、我々のうちの誰も戦争をする事に同意してはいなかった。しかし戦争は宣言され、我々はその中に立っているのである [4: 89]。

それらについての考量が当時の条件によってしかなされ得ない事柄、というものがある。未来永劫とは言わぬが、いずれにせよ非常に長い年月にわたる歴史を内包している時間、というものがある。我々がその中に生きているこれらの数か月は、その内部に多くの年を内包している。そして我々が今行うである

う事、或いは行わないであろう事、そして我々がよく行くか悪く行くか——これが、この時〔現在〕のみならず、一世代或いは何世代にもわたって決定的であるだろう〔4：90〕。

私は現在の状況では国内革命でもない限り、イギリスの現体制が倒れるだろうとは信じない。この様な〔革命が起きる〕場合にのみ、諸条件が変更される事が可能になり、恐らく平和の道においても理にかなう何かを達成する事が可能になるだろう。しかしこの事は我々にかかっているのではないし、ベヴィンの立場が掘り崩されているという意見を私は受け入れない。これまでに私に知られているのは、彼の立場がイギリスのみならず西欧全体において盤石であるという事だ。我々はこの様な傾向をあてにする資格はなく、我々自身しかあてにできない。我々が多くの努力と大きな力と大きな情熱を投じる事によって、奇跡は起り得るのだ。私は力による制圧〔הכרעה של כוח〕なくして国家は創り出されないだろうと考える。当初こそ我々はもっと良い何かを達成する為に力の行使に反対せねばならなかったが、その後は、これ〔力の行使〕は私の意見では不可欠である。我々は力による制圧を控えてはならず、それの上に建設していかねばならないのである。私は何が起るかを最初から語る事はできないだろう、なぜならこの事は我々の力の程度にかかっているからだ。・・・私は、いかなる事があっても政治的な方法で達成してはならぬ重要な決定、というものがある事を信じる。政治的な方法においては、政治的勢力は目に見える現実に基づかざるを得ず、歴史においてそれらを顕現させたものに基づくのではない。王立委員会〔ピール委員会〕の報告書の中に叡知あふれる一節がある。イギリスがバルフォア宣言においてぶつかった困難について語られる箇所だ。そこではこうコメントされている。もし〔彼らが〕その事を戦争によって一遍に行っていたとしたら平和裡にそれを実現できたであろうが、〔彼らは〕これを行わなかったため——その事を今実現するのは不可能なのだ、と。・・・〔4：90～91〕

我々が戦争を招いたのではなくそれを望みもしなかったが、それは存在する。[彼らは] アラブの侵攻の圧力とそれが受ける援助によって、我々の国から諸地域を削り取る事を欲している。私に関して言えば、我々の戦争における秘密の可能性については私は大変遠くまで考えているが、その事が将来において所与であるという事の上に立脚したくない。故に私の結論は、その事が我々にかかっている程度において、停戦があと4～6週間続くだろうという事に我々は持つていかねばならない、というものである。もし我々がこれを達成し、戦争を終わらせるのに必要な全ての準備を行うなら、そして我々が永続する状態をつくり出さない事柄を受け入れないなら——我々は制圧に向けて我々の力を準備できるだろう [4:91]。

私はアラブとの連合に反対していないし、関税連合にも反対していないが、我々が一定の優位を持ち、アリヤーが我々の権限下にあるという条件の下である。私は我々はその内部にいる事になるであろう連邦 [פדרציה (federation)] を自らの為に思い描く事ができるが、決定的に独立国家としてである。なぜなら私の意見では、我々とアラブ世界の関係は死活的であり、我々にとって大きな可能性 [複数形] を持つからだ。この様な事の中には我々にとっても世界全体にとっても多大な必要性があるが、これは我々にかかっているのではない。もしアラブ人全員にアッザーム・パシヤのそれに似た事柄の理解があるとすると、そしてこれ [恐らくアッザームを指す] が彼らの国家的思考 [ממלכתיות] <sup>(79)</sup> の頂点であるなら——その事を実現する望みはこの瞬間にはない。私はアラブの中でアッザーム・パシヤより賢明で行動的な人を知らない。私はアラブ世界とユダヤ世界の将来の中に隠された別の現実を見ているが、それは現在あるのとは全く別の光の中に物事をおくであろう。故に、もし我々が我々の要請を平和裡に達成しないなら、その事が力で決定されるよう持つて行く用意ができていなくてはならない。私は我々が最大限のものを達成する事を意図していない、なぜなら最大限とは何かを私は知らないからだ。もし我々の世代が何か重

要な事を達成するとしたら——それは大きな権利であろう。しかしもし我々が少なくとも15年にわたって（世界に平和がある限り）静かで正常な行動……を我々にとって可能にする最小限の事を達成しないなら——その達成は長続きしないだろう。（シェルトク 皆が世界における10～15年の平和の時期を主張しているわけではない。チャーチルはこの意見については異なる見解を持っている。）我々には今我々の国を建てる歴史的チャンスが与えられており、もし戦争がその前に勃発したら——我々は痕跡すら残されていないだろう、という事になるのを私は恐れている。我々の世代は最大限にこのチャンスを実現する可能性を持っており、この最大限は、私の意見では力による制圧によって可能である [4: 91～92]。

グリェンバウム 戦略的問題から私は始めよう。ベルンシュタイン氏は、停戦に関して全体の意見はないと語ったが、戦略に関して全体の意見があるのかどうか私は知らない。……私が望むのは、我々が政治的攻勢に移る事であり、政治的自衛の状態にとどまる事ではない。この恒常的な自衛は我々に害しかもたらさない。……シェルトク氏には私がこう語るとしても失礼をお許し頂きたい。我々は、あなた方は良い子ですね、というお世辞を言われているのだと。私が望むのはできる限り我々も悪い子である事ができるべく、我々が今度は計らう事である。最初に飛びつく者にならないと我々は常に誓ったわけではない [4: 92]。

この間ずっとなされてきた全ての事が意味するのは、[彼らは] アラブを宥めたが我々を宥める事には成功しなかったという事である。停戦の諸事項についても——全ての物資、全ての調査、全ての制限が我々に不利な様に方向づけられている。ベルナドット伯は我々のみに携わり、アラブには携わっていない。彼ら [アラブ] が最も危険でもあるやり方で停戦を破る場合は別であるが。アラブに関しては、彼ら [アラブ] がしている事の全てを [彼らは] 忘れている。[彼らは] アラブがエルサレムのアメリカ領事を殺害<sup>(80)</sup>した事を忘れた。この



様な行為がかつてなされたら、確実に戦争につながったり、或いは少なくとも犯人を見つけ出して彼らの行為について罰する事を〔彼らは〕要求していただろう。・・・[これに対して]我々がなす全ての行為は考慮に入るのである [4: 92 ~ 93]。

我々はこの件について終わらせねばならないと私は思う。特に戦闘における我々の状況はイギリスやアメリカの専門家たちが考えたそれとは似ていないのだから。・・・もしベングリオン氏が我々は戦争の用意ができていなければならぬと言うなら、その問題は外交的方法や平和のうちに決定される事はないだろう、という彼の意見に私は与する。特にエルサレム問題は軍事的戦闘によってのみ決定されるだろうから、私の最初の結論は我々が政治的攻勢に移らねばならないという事である。(カプラン それはどういう事か?) それは何よりもまず、我々がアラブの回答が何であるかを考慮せずに「ノー」と言う事だ。それどころか私は、我々が初めてアラブの回答の前に我々の回答を語る事を望んでいるのだ。(レヴィン それは交渉を打ち切るという事だ!) それは正しくない。もし我々がノーと言え、恐らく相手側もノーと語るだろう。そうしたら仲介者は何をすべきか考え始めねばならなくなり、力で争う事を〔彼らが〕我々に許す可能性は影をひそめ [צפונה], 我々が力で争う事を〔彼らが〕望まないであろう可能性があり, [彼らは結局] シェルトク氏が考える様に行うだろう。[すなわち] 彼らには自分達が利害を持っている事柄があるので争いは斥けられるであろう、というわけである [4: 93]。

我々は非常に強力な法的土台を持っており、いつも法的土台を考慮するシェルトク氏が今度は法的土台に留意しなかった事に私は驚いている。11月29日決議は、たとえ〔それが〕掘り崩されても、そうした全てにもかかわらず撤廃されなかった我々の法的土台である。確かにエルサレム問題については信託統治理事会における決議があって、それは〔既に〕決定されていたエルサレム問題の解決を議題から外したが、これは総会決議全体の撤廃ではない。(シェル

トク あなたは正しい情報を持っていない<sup>(81)</sup>。)そして我々は絶えずこの土台に立脚していなくてはならない。この法的土台はベルナドット伯の提案によって撤廃される事はできず、彼自身が自らの全ての提案を11月29日決議に適合させねばならない。そしてもし彼が自らの提案をこの決議に適合させず、我々が彼とこの問題について話し合う事に同意するなら、これはあたかも我々が同決議の撤廃に同意したかの様になってしまう。私が望むのは、彼ベルナドットに次の様に我々が語る事だ。尊敬すべき閣下、あなたは一つの前提——11月29日の国連総会決議——から出発せねばならなかった。あなたは国連の代表であり、この決議はあなたを縛るがあなたはそれを完全には考慮せず、11月29日決議と矛盾する事柄を提案している。かくなる故に我々は、これらの問題について全体的に話し合う事ができない。・・・あなたの基本的な前提が我々との議論を不可能にしている、と [4:94]。

これ [ベルナドット提案の拒否]は何をもたらすだろうか？何よりもまず——我々はアメリカを悪い立場に立たせ、これは我々にソ連とその衛星諸国の援助を、そして南米諸国の援助ももたらすだろう——強力な援助と活発な援助である。もし我々がこの事をしないなら、我々にとってソ連は失われるだろう。ソ連はこう言うだろう。あなた方は自分自身で11月29日決議から逸脱したので、我が国としてはこの決議に基づく全ての戦争を自ら担う事はできない、と [4:94]。

あとの事柄については私は話さない、なぜならそれらについては意見の違いがないからだ。私はシェルトク氏が述べた批判の全てについて意見を異にするのではなく、基本的な事柄の一つについて意見を異にする。それはエルサレム問題である。私は最初にこう言った者だ。エルサレムが我々のものになり、その中に国際レジームとは別の体制が樹立されるであろうという状況にいかにしてつながり得るのか、私には理解できない、と。その現実に基づいて私は次の結論に至った。キリスト教 [徒] はエルサレムに全く関心がなく、エルサレム

の神聖さの概念は、それ〔キリスト教徒〕にとっては内実のない概念なのだ。国際的エルサレムをめぐって戦う事を欲するであろういかなるキリスト教国も教皇も一般にはおらず、キリスト教〔徒〕の口に上るエルサレムの神聖さについての全ての言説は、考慮してはならない一つの大きな嘘にほかならない。様々なキリスト教徒分子はエルサレムがアラブのものになる事に大いに進んで同意するだろう。・・・どの変化もキリスト教徒諸共同体にとっては大変危険に見え、かくなる故にイギリスにとってエルサレムをアブドゥッラーに与える事について語る事は容易なのであり、我々は国際的エルサレムかアラブ人エルサレムかの問題に直面しているのではない。選択肢はアラブ人エルサレムか、ユダヤ人エルサレムか、なのだ。〔彼らが〕この問題から旧市街を除外する事ができる事はあり得る、それ以上ではないが〔4：95〕。

私は我々の政治的攻勢の中で、エルサレムが我々に引き渡されるよう要求せねばならないと考える。6か月の戦争経験に基づいて、エルサレムをアラブへ引き渡そうとするイギリスの試みに基づいて、そして我々とエルサレムの間に結び付きが、一続きの領土的結び付きがつくり出されたという意識に基づいて〔4：95〕。

・・・もしユダヤ人エルサレムへの希望が弱まるなら、我々の軍に国際的エルサレムをめぐって戦う様にと語る事は不可能になるだろう。それ〔我々の軍〕は国際的エルサレムをめぐっては戦わないだろう。国際的エルサレムは和平の条件の結果であり得るが、戦争の結果ではあり得ない。・・・彼らが戦うのはユダヤ人エルサレムをめぐってであって、国際的エルサレムをめぐってではない。そしてもしその戦争が国際的エルサレムをめぐるものである事が彼らに判明したら——彼らの戦争の力は大変弱まるだろうし、反乱が起こらぬとは確言できない。これは政治的攻勢が必要である所以でもある〔4：95～96〕。

政治的攻勢の第三点は、戦争と我々の勝利に基づく、我々の側からの国境線の修正である。（シェルトク 11月29日に基づくのではないのか？）私は11

月29日決議を土台として受け入れるが、その全ての詳細においてではない。(シエルトク あなたは自分にとって良い所は選び、悪い所は投げ捨てている。)・・・我々を縛る事が判明した戦略的事柄があり、我々は結論を出さねばならない [4:96]

私にとって明らかなのは、もし我々が停戦に関心がある人々だと見られるなら、それ [停戦] は実現しないだろうという事である。彼らの類の仲介者たちはこれを、我々が我々自身の力に自信がなく戦争継続を恐れている印だと考えるだろう。そうして [彼らは] 彼らの観点から見て、それ [停戦] の中に全く必要性を見ないだろう [4:96]。

これとあともう一つ。確かにベングリオン氏は我々に、国防相として自分にはあと4～6週間の時間が必要だと言っている。私は彼を信じるし、もし私に全ての詳細が知られていたなら、4～6週間ではなくもっと長く、と私が言っていた事もあり得る。しかし、時間は我々にとって有利に働くよりもアラブにとって有利に働く、という事は私は些かも疑わない。我々はこの事を知らず、知る事もできないであろうし、ベルナドットも扱ってはいない。もしイラクで動員があったら、もしエジプトで動員があったら、幾つの旅団や師団が我々の国境線に移動させられるのだろうかという事を。我々は新聞で、新たにアラブ軍団にきたイギリス人将校たちについての情報を読んでいる。・・・その戦争は宣言されている。我々はこの様な事柄を見てきたのである。[すなわち] 全世界が戦争に反対だったが、それにもかかわらず戦争に至った。そしてそれは中断されず、全世界はその結果に屈しなければならなかった。一人の人物が敢えて戦争を始めた故に [4:96～97]。

私の結論は次の様である。A) 我々は11月29日決議の存続への要求に基づく政治的攻勢に移らねばならない。B) エルサレムに関する要求は、戦争の結果と事実、エルサレムに関する決議が実行に移されず実行に移されるいかなる見込みもない事、そして [彼らが] それをアラブに与えたいと望んでいる恐れ

がある事、に基づいている。C) 我々の交渉においては、明日明後日に停戦が打ち切られる事を我々は恐れておらず、いつでも用意ができていた事が明らかになるだろう [4:97]。

[後篇に続く]

- 1 本議事録を含む『暫定政府会合議事録』第4巻の書誌情報は以下の様である。  
תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך 7, ביוני - 7 ביולי 1948, ירושלים: גנוך המדינה, מאי 1978.  
なお本議事録の頁数は、私が便宜上付けた「巻ごとの通し頁番号」である事をお断りしたい。
- 2 與那覇潤『翻訳の政治学——近代東アジア世界の形成と日琉関係の変容——』岩波書店, 2009年, 12頁。
- 3 同上書, 36頁。
- 4 「主権」「民主主義」「世俗化」等の概念をめぐるイスラーム圏と欧米の理解の相違とそれに由来する摩擦について考察した論考としては、例えば次を参照して頂きたい。森まり子「『ジャスミン革命』の淵源と二つの近代——タミーミー著『ラーシド・ガンヌーシー』再読による〈イスラームと民主主義〉再考——」『国立民族学博物館研究報告』第37巻4号, 2013年3月, 449～494頁。外交的慣例をめぐるイスラーム圏と西洋の理解の相違が存在した代表例の一つとしてはカピチュレーションが挙げられるかも知れない（カピチュレーションの場合には両世界の力関係が逆転する過程で、慣例の意味と実態が西洋に有利な様に変容したという面もある）。
- 5 「リボヌート」(רבונוּת) は lordship, sovereignty の意 (Reuben Alcalay, *The Complete Hebrew-English Dictionary, New Enlarged Edition, Vol.2.*, Tel Aviv: Miskal Publishing & Distribution Ltd., 2009, p.2392.)。語源である「リボン」(רבון) は master, lord の意であり、その形容詞形の「リボニ」(רבוני) は sovereign を意味し、中世の文献では of God divine を意味した (*Ibid.*)。つまり原義に「支配」のニュアンスを含む「リボヌート」が、19世紀末以降に成立した現代ヘブライ語においては近代欧米の政治概念である「主権」に相当する語として「選択された」のである。逆に英語・ヘブライ語辞典では sovereignty は ממלכה, שלטון, רבונוּת を意味するとあり、רבונוּת 以外の、「シルトン」(שלטון) は「政府, 支配」, 「マムラハー」(ממלכה) は「王国」の意である。また形容詞としての sovereign は עצמאי, רבוני, עליון, ראשי, מלכותי などを意味するとあり、רבוני 以外の語では例えば「マルフティ」(מלכותי) が「王国の」, 「アツマイ」(עצמאי)

は「独立した」を原義とする (Alcalay, *The Complete English-Hebrew Dictionary, New Enlarged Edition, Vol.3.*, Tel Aviv: Miskal Publishing & Distribution Ltd., 1996, p.3485.)。これらの事から、現在、英語の sovereignty や sovereign は「支配すること」を主に含意するヘブライ語に置き換えられるのが普通であると共に、「独立した状態」を含意するヘブライ語にも場合によっては置き換え得る事が分かる。これに対し、英語の sovereign や sovereignty は今日では主に国家について使われるが、19世紀以前には神や国王について使われるのみならず、自由意志を持つ個人の特性や国を含めた様々な共同体の指導者の至高性と結び付く語であり、「自由で不可侵な状態やそうした状態にある者」を広く表す語であった事が O.E.D. の数世紀にわたる文例から判断される (*The Oxford English Dictionary, Second Edition, Reprinted with corrections, Vol. XVI*, prepared by J.A.Simpson and E.S.C.Weiner, Oxford: Clarendon Press, 1991, pp.77-79.)。つまり英語の sovereignty や sovereign には、原義に「他者によって侵されてはならない自由」という強いニュアンスが含まれていたのである。「支配」という強いニュアンスのある「リボヌート」(主権)と、原義に「自由」という強いニュアンスのある sovereignty(主権)のこの様な根源的な意味の相違については、後篇で考察が試みられる。

- 6 「アツマウト」(עצמאות) は independence の意であり、その形容詞形の עצמאי は independent, self-contained, autonomous, standing on one's own feet, self-employed person の意 (Alcalay, *Hebrew-English, Vol.2.*, pp.1944-1946.)。一方、英語・ヘブライ語辞典では independence は עצמאות, חפשי, עמידה ברשות עצמו, אי-תלות を意味するとあり、右から順に「独立」「自由」「自由」「自らの力で立つこと」「依存しないこと」の意である。形容詞である independent は עצמאי, חפשי, לא משעבד, לא תלוי, עומד ברשות עצמו を意味するとあり、右から順に「独立した」「自由な」「従属させられていない」「依存していない」「自らの力で立っている」の意である (Alcalay, *English-Hebrew, Vol.2.*, p.1894.)。
- 7 「アツマウト」(独立)と「リボヌート」(主権)は上記二つの註で見た様に、厳密には意味の上で相互互換的とは言えないが、本文中で「相互互換的」と言っているのは、議事録における特定の文脈においてはいずれの語を使っても発言の趣旨を誤解させるほど大きな意味の違いがないため殆ど同義語として使われている、という意味である。本議事録以前の閣議の発言において「相互互換的」すなわち使い分けが緩やかである様に見える二つの語が、本議事録では明確な意味上の区別もって言及されている箇所がある。「史料紹介」の後篇掲載分に含まれる箇所であるが、7月4日閣議においてベルナドット提案への回答の中で主張すべき事項を審議する

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）〈前篇〉

場面でローゼンブルートが「アツマウート」という語を使ったところ、強硬なグリーンバウムがローゼンブルート案には「国家の主権性」（グリーンバウムは「主権性」という所にスヴェレニユート סוּבְּרַנְיּוּת という sovereignty 由来の外來語を使っている）という国連分割決議の土台が欠けていると批判した。これに対してローゼンブルートは誤解を防ぐ為に「アツマウート」ではなく「リボヌート」を使ってもよいと応じ、結局、暫定国家評議会に提出される暫定政府の回答草案には「アツマウート」でなく「リボヌート」の語が使われる形で閣議決定がなされた [4: 123 ~ 127]。ここから示唆されるのは、二つの語はローゼンブルートの様に相互互換的にも使い得るが、厳密には「アツマウート」は「リボヌート」を十分に意味しない事があり、逆に「リボヌート」は「アツマウート」を暗黙の前提とする、より包摂的な概念（英語の sovereignty によりびったりする意味内容を持つ）として認識されていたという、相互互換の非対称性である。この点は後篇で改めて触れる事としたい。なお本議事録における二つの語の使用頻度であるが、数え違いがなければ「アツマウート」は「独立国家」等の表現に使われる形容詞形も含めると 5 回、「リボヌート」は 17 回であり、後者が約 3.5 倍となっている。英語起源の「スヴェレニユート」は 1 回である。

- 8 「ニティニーム」は「ナティン」の複数形。「ナティン」(נָתַן) は subject(臣民)の意であり、聖書の用法としては servant of the Temple, a person dedicated to holy service の意と説明されている。同語源のもう一つの名詞形である「ニティヌート」(נְתִינָה) は nationality(国籍)のほか、service in the Temple, self-dedication to holy service の意があると説明されている (Alcalay, *Hebrew-English, Vol.2.*, p.1709.)。この様に נָתַן と נְתִינָה はそれぞれ国家の管轄権下にある者としての「国民」と「国籍」を意味するが、原義に「臣民」や「神殿に仕える者」という従属的または宗教的な含意がある事は注目される。
- 9 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）——『人民執行部 議事録 1948 年 4 月 18 日～5 月 13 日』に見る統治権力確立過程とアラブ問題——」『東京大学東洋文化研究所紀要』第 165 冊、東京大学東洋文化研究所、2014 年 3 月、204 (159) ~ 124 (239) 頁。以後、「第一稿」とはこの論文を指す。
- 10 Ilan Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, London: I.B.Tauris, 1992, p.146.
- 11 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（三）——『暫定政府会合議事録』第 2 ~ 3 巻（1948 年 6 月 1 日～6 月 16 日）に見る第

一次停戦受諾とイスラエル国境・アラブ難民帰還問題をめぐる論議——』『東京大学東洋文化研究所紀要』第169冊、東京大学東洋文化研究所、394(169)～186(377)頁。以下、「前稿」は同論文を指す。

- 12 Folke Bernadotte, *To Jerusalem*, Translated from the Swedish by Joan Bulman, London: Hodder and Stoughton, 1951.
- 13 以下 [ ] 内数字は本議事録の巻数と、私が便宜上付けた「巻ごとの通し頁番号」を示す。註6の[4: 123～127]も同様に、第4巻の123～127頁の意。
- 14 Bernadotte, *op.cit.*, p.141.
- 15 ネゲヴの食糧輸送隊の件については6月27日閣議におけるシェルトクの報告[4: 12～13]と、ベルナドット自身の記載(Bernadotte, *op.cit.*, pp.120-123)を参照。
- 16 ユダヤ教正統派である彼らは伝統的な家庭の維持を重んじる立場から反対した。
- 17 פליטים(難民)という語は使われず単に ארבים(アラブ人)とあるため、ここでは原語に忠実に訳す。但し本論考全体では便宜上、週及的に「難民」の語を使用する事があり得る(詳しくは前稿の註6を参照)。
- 18 両者ともシェルトクに深く信頼されていた(Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett*, Oxford: Clarendon Press, 1996, p.356)。レオ・コーン(1894～1961)はイスラエルの学者・外交官。ドイツのフランクフルトに生まれ、1921年にパレスチナへ移住する。建国前後の27年間シオニズム運動とイスラエルの外交活動の中心にあり、1948年以降亡くなるまで外務省の政治アドバイザーを務めた。1930年代にアイルランド自由国の憲法についての研究を著述し、本議事録の頃にはイスラエル憲法草案の起草にも携わっていた(*Encyclopaedia Judaica*, Vol.10, Jerusalem: Keter Publishing House, 1996, p.1146.)。レウヴェン・シロアハ(1909～1959)はエルサレムに生まれ、ハガナー諜報部門、ユダヤ機関政治局アラブ課に勤務する。建国後は外交官として外務省政策課長(1948～1949)、1949年のローザンヌ和平会議におけるイスラエル代表団のメンバーを務めたほか、モサドの創設者・初代長官(1949～1953)としても知られる(Benny Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp.607-608; Sheffer, *op.cit.*, p.431など)。
- 19 「主権」という箇所には「リボヌート」の語が使われている。
- 20 イルゲンについては第一稿の註13を参照。閣議議事録ではヘブライ語の正式名称の頭文字をとった「エツェル」という略称が用いられている。メナヘム・ベギン(1913～1992)はイルゲンの指導者であり、建国後にイルゲンを母体とする右派政党ヘルート、後にリクードの党首に、更には1977年に成立した初のリクード政権



の首相になる。彼は、イギリス委任統治下で修正主義シオニズム運動を創始したウラジミール・ゼエフ・ジャボティンスキー（1880～1940）にイルグンの組織的正統性の源泉を求めたため、ジャボティンスキーの筆名であった「アルタレナ」を移民船の名称として採用した。イルグンとベギンについて詳しくは、森まり子著『シオニズムとアラブ——ジャボティンスキーとイスラエル右派 1880～2005年——』講談社、2008年、第3章を参照。

21 実際にベルナドットはアルタレナ号事件が停戦に及ぼす影響を懸念していた。「彼らのこのクーデタはユダヤ人政府を非常に困難な立場に立たせていた。彼らが行った事は停戦全体を、実際にユダヤ人国家の将来全体さえも危うくするかも知れないのである」（Bernadotte, *op.cit.*, pp.116-117）。

22 Sheffer, *op.cit.*, p.364.

23 Paul Mohn はスウェーデン人、Constantin Stavropoulos はギリシア人、リードマン（前稿で既出、前稿註35も参照）は南アフリカ人であり、モーンとリードマンはベルナドットが提案を作成する際の土台となった報告書を作成した（Bernadotte, *op.cit.*, p.125, pp. 111-115）。6月30日閣議におけるシェルトクの報告によると、モーンとスタヴロポロスはアラブ寄り、ラルフ・バンチ（前稿の註32を参照）とリードマンはユダヤ寄りで、ベルナドット提案は両派の妥協の産物であった [4: 57]。

24 محمود فهمي النقراشي (1888～1948) はエジプトの政治家。ワフド党の結成に関わったが、1938年に同党を脱退しサアド党を結成。首相（1945～1948）。エジプトがカイロに本部を置くアラブ連盟（1945年3月設立）の盟主的な地位を獲得した事と連動して連盟内でも主要な役割を果たしつつ、1948年のパレスチナ問題をめぐるアラブ諸国の取りまとめ役（本議事録当時はアラブ連盟のパレスチナ問題委員会の委員長 [Bernadotte, *op.cit.*, p.126]）としてベルナドットとの交渉に当たった。対外的には「アラブの連帯」に基づくパレスチナ問題への非妥協的な立場を示す反面、国内ではパレスチナのアラブ人に共感的なムスリム同胞団を弾圧するなど、第二次大戦後のアラブ民族主義の光と影を体現した政治家であった。1948年にムスリム同胞団解散令を発した直後、報復として同胞団特別機関のメンバーにより暗殺される（同胞団やアラブ連盟についての以下の文献を参照し、パレスチナ問題の視点から独自の説明を加えた。横田貴之著『原理主義の潮流——ムスリム同胞団——』山川出版社、2009年、42～43頁。長澤榮治「現代アラブの国家と社会」佐藤次高編『西アジア史Ⅰ』山川出版社、2009年、第7章、491～492頁）。

25 Bernadotte, *op.cit.*, p.126.

26 *Ibid.*, p.131.

- 27 Bernadotte, *op.cit.*, pp.126-131. なお同文書は他の文献にも取められている。27 June 1948, ISA(イスラエル国立文書館), 2424/40; ISA, *Documents on the Foreign Policy of the State of Israel, May- September 1948, Vol.1*, edited by Yehoshua Freundlich, Jerusalem: Israel Government Press, 1981, pp.230-234; Sune Persson, *Mediation and Assasination: Count Bernadotte's Mission to Palestine in 1948*, New York: Ithaca Press, 1979, p.145 など。
- 28 Pappe, *op.cit.*, p.144.
- 29 この点の指摘については次の文献も参照。Morris, *op.cit.*, p.337, note 61.
- 30 Bernadotte, *op.cit.*, pp.118-119.
- 31 *Ibid.*, p.119.
- 32 Pappe, *op.cit.*, p.149.
- 33 アッザーム・バシャはアラブ連盟初代事務局長。第一稿の 146 (217)・145 (218) 頁、前稿の 380 (183) 頁中の二箇所既出。
- 34 Pappe, *op.cit.*, p.149.
- 35 *Ibid.*, p.148.
- 36 *Ibid.*, pp.144-145. ハーッジ・アミン・フサイニーは 1930 年代までのパレスチナ・アラブ民族運動の指導者でエルサレムのムフティーを務めたが、ナチス・ドイツとの協力が原因で威信を失墜していた。
- 37 *Ibid.*, p.148. 本稿註 59 も参照。
- 38 Bernadotte, *op.cit.*, pp.152-153. 「第二次大戦終結時にベルリンでとられた措置」がうまくいかなかったというのは、1945 年 5 月 8 日のドイツの降伏の直後から始まった四か国による分割占領が、占領区に分割されたベルリンを中心に米ソの対立を強め、ソ連による西ベルリンの封鎖(1948 年 6 月 24 日開始)につながった事を指していると思われる。ベルナドット提案が提示された頃、ちょうどベルリンをめぐる危機が進行中で東西ドイツは正に分断されようとしていた。ベルナドットが「二つの事例は完全には類似していない」が「考えざるを得なかった」としてベルリンの例を持ち出しているのは、エルサレムを国際化すればここにも冷戦が及んで国際的危機に発展するかも知れないという可能性が脳裡をかすめたからであろう。
- 39 これについては 5 月 30 日閣議で軽く言及され、6 月 16 日閣議で包括的に議論されている。特に前稿の 4 (1)・(2) を参照。
- 40 Bernadotte, *op.cit.*, p.119.
- 41 *Ibid.*
- 42 *Ibid.*, pp.131-133. 以下このセクションの叙述は、特に断らない限りベルナドッ

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）〈前篇〉

トの回想録に基づいており、彼から見た出来事の推移である。

- 43 *Ibid.*, p.138.
- 44 *Ibid.*, p.143.
- 45 *Ibid.*, pp.143-145.
- 46 Pappé, *op.cit.*, p.144.
- 47 Bernadotte, *op.cit.*, pp.145-146.
- 48 *Ibid.*, pp.146-147.
- 49 *Ibid.*, pp.147-149. 暫定政府の回答文書は7月5日付であり、pp.149-152に掲載されているが、本稿では扱わない。
- 50 政党などについて詳しくは第一稿の関連註を参照。
- 51 モルデハイ・エリアシュ（1892～1950）はイスラエルの弁護士。ウクライナに生まれ、後にベルリンとオックスフォードで勉学する。1919年にパレスチナに移住し、イギリス委任統治下のイシューヴの執行機関であるヴァアド・レウミ（民族委員会）の法律顧問を務め、委任統治期の全ての重要なイギリスの調査委員会においてシオニスト・イシューヴ諸機関を代表し、ユダヤ機関政治局（イスラエル外務省の前身）局長シェルトクに信頼されて彼の下でも働いた。1948年にはレイク・サクセスとニューヨークに派遣されたイスラエル代表団メンバーの一人となる。シェルトクがエリアシュを紹介する発言中にある「主にエルサレム法をめぐる闘争の任務を担って」いるという部分については註59を参照。1949年にイスラエルの初代駐英公使に任命された（*Encyclopaedia Judaica*, Vol.6., pp.616-617; Sheffer, *op.cit.*, p.215）。なお以下の史料紹介は抄訳であるため、第一稿の註37の凡例に準じて、発言中の点線（・・・）は日本語訳の短い省略を示し、比較的長い省略の場合には〔省略〕の形で示した。〔 〕は訳者（森）による補足である。
- 52 ロヴェット米国務次官については第一稿の158（205）頁；第二稿の257（248）・229（276）頁、前稿の274（289）頁に既出。第二稿とは次の文献を指す。森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（二）——『暫定政府会合議事録』第1巻（1948年5月16日～5月30日）に見るイスラエル国家の性格及び諸制度をめぐる論争とアラブ問題——」『東京大学東洋文化研究所紀要』第167冊、東京大学東洋文化研究所、2015年3月。
- 53 国際司法裁判所（ICJ）は国家を当事者とする裁判を行うほか、国連の主要機関及び専門機関から諮問された法律問題について「勧告的意見」を与える事ができる。15人の裁判官のうち少数派の意見は「補足的意見」として提示される。エリアシュが言及しているのは「国連の主要機関及び専門機関から諮問された法律問題」のケー

- スに該当し、多数派の「判決」は「勧告的意見」、少数派の「判決」は「補足的意見」に当たるため、その様に訳した。
- 54 sovereignty に該当するヘブライ語（スヴェレニユート）が使われている。
- 55 Dominion という英語そのままをヘブライ文字で表記し、ヘブライ語の複数形の語尾を付している。
- 56 この段落では「国籍」や、「市民権」の「市民」に該当する部分に「ニティヌート」（נתינות）という語が使われている（註8も参照）。
- 57 ベルギー・オランダ・ルクセンブルグの三国が1944年に関税同盟を結成した事を指す。
- 58 信託統治理事会は国連憲章に基づき、国際信託統治制度の下におかれた信託統治地域（以前の植民地や従属地域）の行政を監督する国連機関として発足した。信託統治制度は第二次大戦が終結した際、従属地域の住民の向上と自治或いは独立に向けた漸進的發展を促進する為に設けられたものである。信託統治理事会は、当初の信託統治地域と多くの植民地の独立を受けて1994年に活動を停止し、現在では必要に応じて会合を開くのみである。
- 59 国連分割決議にはエルサレムの地位について次の様に述べられていた。“The City of Jerusalem shall be established as a corpus separatum under a special international regime and shall be administered by the United Nations. The Trusteeship Council (信託統治理事会) shall be designated to discharge the responsibilities of the Administering Authority on behalf of the United Nations.” この規定に基づいて信託統治理事会は1948年4月に、計画された「国際レジーム下の分離した実体」をエルサレムに設ける為の法の草案を準備し、エリアシュはこの法案への対応に携わっていた。以上がエリアシュ発言の背景である。その後の展開としては、1950年4月に信託統治理事会は国連分割決議に基づく詳細なエルサレム法 (Statute for the City of Jerusalem) を採択したが、イスラエルとアラブ諸国の受け入れるところとならず、エルサレムを国際管理下におくという国連分割決議の計画は潰えた。なお国際法用語としての statute は厳密には「国際機関などの設立文書」を指すが、ここでは便宜上「法」と訳した。
- 60 השגריר הפוליטי と原文にあるが意味が不明瞭となるため、השגריר הבריטי の誤植の可能性を考え「イギリス大使」と訳す。
- 61 「リポヌート」というヘブライ語が使われている。
- 62 バンチについては、註23を参照。
- 63 サロニカ（現ギリシアのテッサロニキ）がハイファにおける自由港のモデルとさ

れている背景には次の二条約がある。1914年5月10日の「サロニカ經由の通過貨物に関するセルビア条約」と、1923年5月10日の「ギリシャ・ユーゴスラビア間のサロニカを通過する通貨規則に関する条約」（1929年3月17日の議定書により補足）であり、後者に基づいてサロニカの港にはユーゴスラヴィアの自由地帯が設けられた。内陸国が沿岸国との間の条約に基づき沿岸国の海港の一定部分に自由地帯を設ける事を認められた戦間期のその他の例として、チェコスロヴァキアとイタリア、イタリアとエチオピア間の事例などがある。自由地帯は「通常海港の一部に設けられ、領域国（通過国）の主権下にあるが、関税的観点からその領域国の関税国境の外にあるとみなされる区域」と定義されるが、ここでその定義に該当するのは、リードマンが挙げた三つの可能性のうち1)のみである。ハイファの場合は紛争地の一部である事を考慮して2)と3)の可能性も考慮されたという事であろう（自由港の歴史的経緯に関する記載は以下の文献と頁数に基づく。川上壯一郎「国連海洋法条約第十部に規定された便益の意味——自由地帯を中心に——」『中央学院大学法学論叢』第11巻第2号，中央学院大学法学部，1998年3月，176～178頁）。なお、本文のこの段落では「主権」に該当するヘブライ語として「リボヌート」が使われている。

- 64 リードマンは、アルタレナ号事件の様な事もあるので制限的な文言にならざるを得ない面がある、と言いたかったのであろう。
- 65 ラビ・メイル・ベルリンはフィシュマンと共にミズラヒの指導者であり、1929年にはワイツマンの下でシオニスト執行部のメンバーであった（ウォルター・ラカー著、高坂誠訳『ユダヤ人問題とシオニズムの歴史』第三書館，1987年，659・684頁）。
- 66 התינוק，原語の意味は「赤ん坊」だが英語の baby には「厄介事」の意がある。
- 67 複数の国際石油資本（メジャー）から構成されたコンソーシアムであるイラク石油（Iraq Petroleum Company, IPC）及び関連諸会社（イギリス系関連会社であるモースル石油会社やバスラ石油会社等を含む）を指すと思われる。イラク石油の前身はオスマン帝国生まれのイギリス人資本家が関わって1911年に設立されたトルコ石油（Turkish Petroleum Company, TPC）である。1928年にTPCがイラクの石油コンセッションを獲得した後、株式を保有している諸会社の間で株式保有率が新たに決められた。アングロ・ベルシア石油会社（後にアングロ・イラン石油会社、BPとなる）、ロイヤル・ダッチ・シェル、フランス石油（CFP）、イラクに新規に参入したアメリカの石油利権を代表する NEDC（Near East Development Corporation の略、1934年までに Jersey Standard 社と Socony-Vacuum 社を含む）が各 23.75%、ガルベンキアン社が 5%（維持）であり、アングロ・ベルシア石油会

- 社は以前50%であった株式保有率を下げた事の見返りとして10%のロイヤルティーを獲得した。1929年にTPCはIPCと改称した(GEO ExPro [A petroleum geoscience magazine] の2013年6月の記事。http://www.geoexpro.com/articles/2013/06, 2016年11月15日アクセス)。
- 68 「イスラエル国家の完全な主権に対する」はבריבונותה המלאה של מדינת-ישראלであり、「リボヌート」が使われている。ベングリオンの書面で「主権」と訳されている他の箇所も全て「リボヌート」である。
- 69 שלנו(我々の)とあるが文意からו(彼の)の誤植ではないかと思われる。
- 70 「臣民」(תנינים)は実質的には「国籍保持者」のことであるが、ヘブライ語の「ニティニウム」のニュアンスに近くするため「臣民」と訳した。
- 71 ヒレル・クック(Peter Bergson)は、パレスチナの修正主義シオニズム運動の青年指導者でイルグンの著名なメンバーでもあった(ラカー, 前掲書, 780・783頁)。
- 72 バーナード・ジョゼフについては、前稿の註45を参照。ベルナドットのエルサレムでの「別件」に関する7月1日の交渉については彼の回想録に記述がある。本稿1(2)②(iii)を参照。
- 73 Lewis Williams Douglasはアメリカ合衆国の駐英大使。1947年2月に任命された。
- 74 James McDonaldは親イスラエルのな外交官で、アメリカ合衆国の初代駐イスラエル大使となった。
- 75 נשינוとあるがנשינוとあるべき所(文法ミス)ではないかと思われる。
- 76 יתחזקוとあるがיתחזקוとあるべき所(やや似た文字の誤植)ではないかと思われる。
- 77 国連パレスチナ分割決議を指す(以下同じ)。
- 78 「リボヌート」が使われている。
- 79 「マムラフティユート」(ממלכתיות)はstatehoodの意であるが、「マムラハー」(ממלכה, 王国・国家の意であるが「王国」が原義)と語源を同じくする抽象名詞であることから「王国(的)であること」が原義である。訳しにくいだが、ここでは「国家的思考」と訳した。「王国」のニュアンスを含む ממלכתיות の多用は建国後のベングリオンの独特の語法と指摘され(Mitchell Cohen, *Zion and State*, New York, Columbia University Press, 1992, Part 3), シェルトクにもそうした用法は見られる。先に指摘した「ナティン」や「リボヌート」と併せて、住民を「支配」しようとする政治観・「主権」観を表す一群の政治用語と言えるかも知れず、後篇の考察で触れたい。
- 80 アメリカ合衆国のエルサレム総領事であったThomas Campbell Wasson(1896～1948)が1948年5月23日に暗殺された事件。
- 81 註59とそれに関わる本文を参照。グリェンバウムは信託統治理事会のエルサレ

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（四）〈前篇〉

ムに関する決定と国連総会決議（国連分割決議）の間に齟齬があるかの様な発言をしているが、実際には信託統治理事会は、註 59 で述べた様に国連分割決議に基づいてエルサレム法を起草していた。シェルトクがグリェンバウム発言は正確でないと指摘しているのはこのためである。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (4), Part I: The Debates over Bernadotte's Peace Suggestions and over the "Sovereignty" of the State of Israel in *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol.4* (30 June to 4 July 1948)

by Mariko MORI

Due to limited space, this study, *An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (4)*, will be divided into two parts, *Part I* and *Part II*. This paper will be *Part I* (including Introduction, Section 1, and part of Section 2) followed by *Part II* (including the rest of Section 2, Section 3, and Conclusion), which will appear in this journal in the following year.

This study as a whole gives an introduction to the first half of *The Proceedings of the Provisional Government Meetings, Vol.4* (30 June to 4 July 1948) and gives a review of its main contents, the Arab question. As a follow-up to my previous papers published in this journal in March 2014, March 2015, and March 2016, it is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel, this time focusing on the short but critical period from late June to early July 1948. It was during this period, with the First Truce nearing its end, that Count Bernadotte's peace suggestions were presented to Shertok, the Foreign Minister of the Israeli Provisional Government, and to Nuqrashi, the Egyptian Prime Minister and the Chairman of the Arab League Committee on the Palestine question, and were seriously debated within the Israeli government. Bernadotte emphasized that these suggestions were put forth "as a basis for discussion," and suggested that Palestine, including Transjordan, "might form a Union comprising



two Members, one Arab and Jewish”; that Jewish immigration should be subject to Arab consent in the near future; that the right of Arab refugees to return to their homes without restriction and regain their property should be recognized; that the City of Jerusalem should be in Arab territory with municipal autonomy for the Jews; and that some other significant modifications should be made to the territorial arrangements of the UN Partition Resolution on 29 November 1947. The Israeli government rejected these suggestions mainly because it thought that “sovereignty” of the State of Israel was not explicitly recognized in these suggestions. This study analyzes the process of this decision-making by focusing on the cabinet proceedings during this period.

This paper, *Part I*, presents in the “Introduction” the following four assumptions to be analyzed in *Part II*:

First, the meaning of “sovereignty,” which the Israeli government bore in mind, may not have been identical with that borne in mind by Bernadotte and the American or European officials. It might also be said that the meaning of “sovereignty” was changing in Israeli politics during this period. And this change is clearly seen throughout the cabinet debates over Bernadotte’s suggestions. One conclusion that could be drawn from the debates is that, in the latter half of June 1948, the positive, bright side of “sovereignty” as synonymous with “independence” and “liberation” was obviously receding, whereas the negative, dark side of “sovereignty” as synonymous with the absolute dominance of a state over the people under its jurisdiction was coming to the fore. Such transformation in the Israelis’ notion of “sovereignty,” or the shift of its center of gravity, may partly explain the Israeli government’s rejection of Bernadotte’s suggestions, its continued friction with the United Nations over the Palestine questions, and its harsh and unrestrained policy toward the Palestinians for over half a century since then. These will be analyzed in *Part II* in the broader, contemporary context of the maltreatment of domestic minorities by various state powers in the name of “sovereignty.”

Second, the Israeli leaders at that time clearly understood that joining the United Nations, which became an agenda during the debates over Bernadotte’s

suggestions, was likely to have the following two politically grave implications: the “freezing” of the Jewish state as it was, with Arab inhabitants whose number had dramatically dropped because of their evacuation from their places of abode, and the acquiescence of such a situation by the international community.

Third, while there was a consensus within the Israeli cabinet that it should definitely reject Bernadotte’s ideas of the limitation of “sovereignty”, the limitation of the number of Jewish immigrants entering Israel and Arab rule over the City of Jerusalem, a consensus was never reached about other details, such as the extent of the effectiveness of the UN Partition Resolution, especially the extent of the effectiveness of its part mentioning borders (Bernadotte suggested that the Negev, which the UN Partition Resolution designated to be a Jewish area, should be an Arab area and the Western Galilee, which the UN Partition Resolution designated to be an Arab area, should be a Jewish area), internationalization of Jerusalem, relations with Transjordan, the Arab refugees’ return and the issue of their property. In the process of discussing these crucial elements included in Bernadotte’s suggestions, the latent schism within the cabinet between the moderates who had advocated political and diplomatic approach and the activists who had advocated military solutions became more visible than ever.

Fourth, it seems that the Israeli government’s decision to reject Bernadotte’s suggestions stemmed from not only the international conditions and political events of the moment but of the preceding 30 years as well. If one of the main frames of reference in the Israeli government’s decision-making was the international conditions and political events in the inter-war period and the Second World War years (“obsolete” or meaningless from our present point of view), it might logically explain the “unreasonableness” (from our present point of view) of its rejection of Bernadotte’s suggestions, which, retrospectively, were the first comprehensive, internationally supported solution to the Arab-Israeli conflict, the acceptance of which seemed to us a “reasonable” decision in that it might have changed the tragic course of history in the region. This implies the general importance of specifying frames of reference when one tries to know the

background of how an “unreasonable” political decision was made. An in-depth analysis will be given in *Part II*.